

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (2 3 . 3 定)			
日 時	平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、林下副委員長、千葉・安齋・高橋・鈴木・上野・ 中島・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・ 総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員長に就任させていただきました北野でございます。

本定例会は御承知のように、政治資金規正法問題をめぐって、市民から議会に対しても厳しい意見が寄せられているところですが、本委員会の委員はそれらを踏まえて、本来の市長側に対するチェック機能を真剣に果たす決意で臨んでおりますので、理事者の皆さんにおかれましても、その点をお含みいただきまして、簡潔明瞭な答弁への御協力をお願いする次第です。

委員長である私は、もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正で円滑な委員会の運営に努力する決意がありますので、市長をはじめ、理事者の皆様の御協力をお願い申し上げます。簡単ですが、あいさつといたします。

なお、副委員長には、林下委員が選出されていることを報告申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、中島委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎於古発川店舗 A・B 棟解体について

最初に、補正予算の商工総務費にある於古発川店舗 A・B 棟解体経費について質問いたします。

妙見市場の C 棟だけを残して今後の運営をするということで、A 棟、B 棟の解体に 2,400 万円が計上されています。平成 22 年 2 月までに A 棟、B 棟のすべての店舗が退去したとお聞きしておりますが、この間の妙見市場との話合いの経過、そして解体に向けた今後のスケジュールについて報告してください。

○（産業港湾）商業労政課長

妙見市場との話合いの経過と今後の解体のスケジュールでございますが、店主の高齢化や後継者難などといったことがありまして、廃業が続き、平成 7 年には 57 あった店舗が、12 年には 30 店舗まで減少し空き店舗が増加してきたといった背景があります。平成 12 年第 1 回定例会で、於古発川店舗の活性化と駐車場確保を求める請願が採択されまして、妙見市場組合として、現在、営業している C 棟に店舗を移転集約することを決定しております。

その後、市場組合との話合いの中で、13 年には市の支援によりまして、7 店舗が C 棟へ移転し、その時点で移転に反対していた 6 店舗についても、廃業等によりまして 22 年 2 月までにすべての退去が終わり、A 棟、B 棟が現在、空き店舗となっているところであります。

それを受けまして、本年 4 月に妙見市場に出向き、理事長、専務に対しまして、建物の老朽化、それから雨漏りやハトなどの小動物が侵入していること、あるいは冬の積雪による建物のゆがみなどの問題から A 棟、B 棟の解体の意向を伝えました。市場側からは、空き店舗の A 棟、B 棟があることで国道側から見たときに C 棟が営業していることが見えないので困っているということで、早期に解体してほしいという要望を受けましたことから、本定例会に解体に係る予算を提案させていただいているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、議決いただいた後には速やかに発注しまして、年内には解体撤去する方向で考えております。

○中島委員

この間、妙見市場からは、利用客のための駐車場の確保が強く要望されておりました。今回、A棟・B棟が解体された後はどのような形になるのか、河川の上に建っていたということですが、念願であった駐車場の設置はできるのかという点についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

解体後の姿でございますけれども、今ある建物と床を撤去して、転落防止さくを設置しまして、川本来の姿に戻すということを考えておりますので、駐車場という形を今のところは考えておりません。

○中島委員

そうすると、駐車場設置の強い要望に対して、C棟周辺に駐車場確保できる見込みはあるというふうにお考えなのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

駐車場の件につきましては、以前から市場組合からいろいろな相談を受けております。周辺には適当な市有地などもありませんので、市が駐車場を用意することはできないということは、一応、市場組合には伝えてございます。

現在、市場組合が民地を借りまして、駐車場を確保していることは承知しておりますけれども、それにかわる駐車場を市が用意するという点について、現状では考えておりません。

○中島委員

A棟、B棟は河川の上に建っていたということですが、撤去した後、ここに駐車場が設置できない理由について、根拠を具体的に示してください。

○（建設）用地管理課長

河川上に駐車場を設置することについてですが、河川では占用できる物件というものが決まっております。これは国からの通達なのですが、河川敷地占用許可準則で占用できる物件が列挙されております。その中に駐車場はございませんので、河川の占用物件とはなかなかかなりづらいついておられます。

○中島委員

今の答弁では、「河川敷地の占用許可について」という通達に基づいて駐車場が対象にならないということで、私も同様の説明を受けました。その通達の中身を見ましたところ、占用施設という形で、それぞれどういう施設が利用できるのかということが書いてあるのですが、2項目として「前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる」と続いております。そういう点でいけば、近隣に駐車場を設置するスペースがないというふうに認めている段階で、河川の上を利用した占有という形の駐車場設置を検討できる余地があるのではないかと思います。この点については検討されたのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

河川敷地占用許可準則の中で駐車場としてできる場合もあるのではないかとこのことですが、この記載については、あくまでも前項の許可を与えることができる物件、それと付随する施設ということで駐車場の許可をするという形になっております。

それからいきますと、当時いろいろな時代背景があったのだと思いますけれども、妙見市場自体が仮店舗として設置されているというようなことがありまして、それに付随して、また新たに駐車場を許可するという点にはなかなかならないと考えております。

○中島委員

しかし、実際には、花穂駐車場という形で妙見市場の上側に第1、それから寿司屋通り地域に2か所、花穂駐車場があるわけです。特に、寿司屋通りの駐車場は河川上に設置されて、現在も月極駐車場として利用されています。

こういう駐車場があるわけですから、私は同じように適用ができないのかと思うのですが、花穂駐車場については現在認められて利用できているということで、どのような違いがあるのか、これと同じように適用できないのかという点ではどうなのですか。

○（建設）用地管理課長

寿司屋通りの一番下流側の駐車場との比較ということだと思いますが、一番下流側の花穂にある駐車場につきましては、昭和54年当時、周辺の道路にかなり多くの駐車が見られたということで、周辺の住民等からの要望もあり、設置したというふう聞いております。

ただ、河川管理上、原則的に河川はオープンが好ましい話ですから、オープンになるところを再度あえてふたをして駐車場ということには、なかなかならないと思っております。

○中島委員

そうはおっしゃいますけれども、妙見市場の皆さんにしてみたら、広い駐車場が欲しいと言っているわけではなく、客が来たときに4台でも5台でもとめられる駐車場が欲しいということなのです。今、確かに、民間から土地を借りてやっていますけれども、そのお金もなかなか大変だということで、この機会にできれば駐車場があればいいというのは御存じのことだと思います。そういう点では、今、説明されたように昭和54年当時、駐車禁止にもかかわらず路上駐車がなくて、住民要望で設置されたという現在の妙見市場の条件と変わらないわけです、今の妙見市場周辺の状況を見ても駐車場はないわけですから。そういう意味では、川の全部を開放しないで、一部について、5台分ぐらいの駐車場は、市の判断でできる中身だと思いますので検討してほしいという中身なのです。

それと、花穂駐車場の第1がちょうど図書館の下側、妙見市場の裏側にあるのですが、第1の花穂駐車場はどういう経過でできて、現在どれぐらいの方が利用しているのか、説明をお願いします。

○（建設）庶務課長

妙見市場のところにございます花穂駐車場の設置の経緯等についてでございますけれども、昭和57年ごろの話だったと思いますが、妙見市場から商品の搬入や搬出等の営業車両の駐車スペースを確保してほしいとの要請がございました。また、妙見市場の前の市道は、於古発川通線という幅員がそれほど広くないところなので、そういった車が並んで一般の交通車両の障害になっていたことから、昭和58年5月に現在の場所に駐車場を新設したということでございます。

それから、現在の利用実態でございますけれども、当初は妙見市場組合員の駐車場ということで御利用いただいていたわけでございますけれども、その後、廃業等によりまして、利用者数がどんどん減りまして、現在は7区画中6区画の利用がございまして、市場の方の利用は一区画もない状況でございます。

○中島委員

私は、花穂駐車場の7区画の駐車場を利用できないのかと単純に思ったわけですが、今も利用者がいらっしゃるということですし、市場の利用者にとって便利な場所かといえば、ちょっと離れておりますので、それが市場の皆さんの希望に合致するかどうかということもありますけれども、もし市場が希望すれば、この駐車場を市場の専用駐車場として低額で貸し出すというという配慮というか、そういうことができないのかという疑問についてはどうでしょうか。

○（建設）庶務課長

花穂駐車場は上中下と3か所ございまして、すべて特定の方に定期駐車という形で貸してございます。今お話しがあつた妙見市場の花穂の上の駐車場も、実は道路の敷地を一部駐車場に使ってございまして、不特定多数の客が使用されることになったときに、果たして道路の通行上に支障が発生しないかとか、あるいは周辺には幼稚園とか一般の民家もございまして、整然とした利用をなされればいいのですけれども、そうしないときに、交通事故等の心配等、そういったことも我々としては危惧しなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、もともとは妙見市場を念頭につくった駐車場でございますので、そういった要望なり要請があったときには、協議には応じたいというふうには考えております。

○中島委員

一番の要望は市場の近への駐車場の設置なので、A棟、B棟を解体した一部を利用することが一番希望にかなうと私は思うものですから、その検討を第一にお願いしたいと思いますが、市場の皆さんの希望によっては花穂駐車場についての検討もしていただきたいと考えております。今後の解体はスケジュールに沿って進められそうですから、その跡利用ということで市場の皆さんとの話し合いもしていただきたいということを要望して、この質問は終わります。

◎放課後児童クラブの障害児の受入れについて

次に、放課後児童クラブでの障害児の受入れについて、何点か質問したいと思います。

小樽市では、平成15年に放課後児童クラブで障害児を初めて受け入れまして、当時、塩谷児童センターで2人の子供を受け入れて、その後、毎年、障害のある子供を受け入れるようになり、現在は市内全体で19名の子供が放課後児童クラブを利用しております。この19名の学年別人数、障害別人数、受入れクラブ数をお答えください。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブでの障害児の受入れについての現状でございますが、まず学年別人数につきましては、1年生が3人、2年生が7人、3年生が5人、4年生が4人となっております。また、障害別の人数でございますが、肢体が2人、知的が6人、情緒が5人、病虚弱が2人、聴覚が3人、そして言語が1人となっております。これら19名の子供を受け入れているクラブ数につきましては、10クラブとなっております。

○中島委員

19人のうち、現在4年生が4人ということですが、放課後児童クラブの受入れは、普通の子供は小学校3年生まで、障害のある子供は4年生までという現状になっております。しかし、いろいろな障害を持つ子供が4年生を修了して5年生になるときに、その後の対策ということで、毎年のように障害のある子供を何とか6年生まで見てほしいという声を受けております。こういう声について、教育委員会ではどのように受け止めて理解しておられるか、まずこのことをお聞きしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

障害のある児童の受入れにつきましては、平成21年度から、三つの理由をもちまして小学校4年生までに限らせていただいております。

これまでも何回か回答させていただいておりますが、その一つとしましては、指導員の指導の限界ということで、5年生、6年生となりますと体も大きくなり、階段の昇降、車いすでの移動等、身体介護技術が必要になりますけれども、指導員は介護のプロではございませんので、安全上の問題があるといった点がございます。

2点目といたしましては、集団指導上の問題がございます。これにつきまして、放課後児童クラブの構成は、半分が1年生で、2年生が3割、3年生が2割といった大まかな配分になりますが、その中に5、6年生の障害のある子供が入った場合に、集団生活を行う上での困難を伴うおそれがあるという理由です。

3番目につきましては、施設設備の問題がございます。主に学校の余裕教室を借りて放課後児童クラブを開設しておりますが、クラブ室につきましては、十分な広さがない場合あるいはトイレなどの施設も万全でない場合等があります。

以上の三つの理由で、平成21年度から4年生までにさせていただいておりますが、残念ながら、現在におきましても、この状況は大きく変わっていないものです。5年生以降につきましては、日中一時支援事業等の福祉サービスの利用を紹介させていただくような経過がございます。

○中島委員

そういう理由は何っていますので、つまり 6 年生までの延長を求める声が継続にあるということで、繰り返しその 3 点の説明をして、現在に至るといふふうに理解いたしました。

今の答弁では、5 年生になった時点で放課後児童クラブを退会した子供たちに対しては、日中一時支援事業や児童デイサービスを紹介してきたということです。

それで、日中一時支援と児童デイサービスの事業所が、小樽市内にどれくらいあるかということ、福祉部から資料として出していただきましたので、最初に、日中一時支援事業と児童デイサービスの事業目的について、地域福祉課からの説明をお願いします。

○（福祉）澤里主幹

日中一時支援事業及び児童デイサービスの施設目的についてですが、日中一時支援実施事業所は資料にもありますとおり、市内に 7 事業所ございます。障害児を施設で預かり見守り、障害児の日中における活動の場の確保、障害児家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的としております。

次に、児童デイサービスについてですが、市内には 3 事業所ございます。心身に障害あるいは発達に遅れのある児童に対し、それぞれの特性に応じた相談と個別的・集団的に必要な支援・訓練を行い、児童の発育・発達を促すための療育を行っております。また、集団での経験を豊かにすることで、円滑な社会生活につなげる支援などを行うことを目的としております。

○中島委員

こうやって見ましたら、児童デイサービスは最近できてきてまして、本当にこの数年来に事業所が増えたというのは私もすごく感じます。しかし、日中一時支援事業と児童デイサービス事業で障害のある子供の放課後に対応できるのか、ここが一番問題です。

そこで、それぞれの施設に直接、実態を聞いてみました。私が把握した限りでは、松泉学院に小学校の子供たちの受入れがどれくらいあるのかと聞きましたら、年間二、三件だと。それも地域的な問題もありまして、星置養護学校の子供たちが利用する。家族の送迎があれば可能ですという話でした。また、大倉山学院のほうでは 1 週間に一、二回来る小学校の子供が 1 人いるだけだということでありました。小樽四ツ葉学園でも小学生の知的障害児と中学生とそれぞれ 1 人、2 人の子供たちが家族の送迎の下で来てまして、1 人の小学生は移動支援事業を使って来ているそうですけれども、マンツーマンの対応はできませんという話をされておりました。和光学園には対象者はいませんでした。ケアサポート笑ころでは夏休み、そして土曜日は集中的に利用者が来るけれども、平日に来る子供はいないと。10 人くらい来ることがあるという話をしていましたけれども、日中の午後に利用するという形ではなくて、朝から夕方までの 1 日利用で使っていただく中身だと言っていました。児童デイサービスサンシャインキッズでも 23 人が契約して週 1 回から 3 回利用で定員は 5 名なのですけれども、8 人まで対応可能なところ、現在、月曜日から金曜日まで 8 人びっしり来ているので、これ以上の受入れはできる状況ではありませんという話でした。児童デイサービスわくわくでも、療養が必要な子供を週 2 回、週 1 回受け入れるということで、就学児童が 40 人くらい登録をしていて、1 人につき週 2 回ぐらゐの受入れという現状でやっているという話でした。ですから、学校が終わった後に受け入れるという形での施設としては、ちょっと乖離があるという話を実際に伺いました。また、受け入れる余地があると思われるところも、定員がわずかな数しかありませんから、もう満杯だということで大変困難だという実態を私も痛感いたしました。

それで、6 年生までの受入れの問題なのですけれども、先ほどの答弁では、小学校 3 年生の子供たちとの年齢差があるために集団生活が困難だと言っていました、函館、札幌では既に障害児を 6 年生まで受け入れております。こちらにも連絡をして、集団構成としての困難はないのかどうかを聞きましたけれども、一般の子供、そして障害のある子供、どちらも一緒にいて年齢差があつて問題だということは今のところありませんという報告を受けまし

た。これは小樽では未経験の分野ですから、先人の皆さんの経験をぜひ聞いていただきたいと思うのです。

こういうデイサービスや一時支援事業の実態とほかの先行都市の状況などを聞きましても、やはり障害児の 6 年生までの受入れは大きな課題だと思います。

それで、一般の子供なら、4 年生、5 年生ぐらいになれば、一人で留守番もできる。兄弟がいれば一緒に留守番することもできると普通は思いますけれども、今は一人っ子世帯がすごく多くなっているのです。そして、障害のある子供になれば、自宅であっても一人で過ごすこと自体が大変困難だったり、また安全確保という点でも心配だという保護者の気持ちは大変よくわかるものがあります。私たちは、引き続き福祉サービスとして、こういう子供たちの対応が十分できない現状もかんがみて、小樽市の放課後児童クラブの中で 6 年生までの年齢拡大を検討していただきたいと思っておりますが、お答えをいただけるでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

中島委員のおっしゃるとおり、確かに函館市や札幌市におきましては、6 年生まで障害児の受入れを行っております。函館市におきましては、主に民間の施設を利用した業務委託ということで運営をされていると聞いております。また、札幌市におきましては、主に児童会館がございまして、そこで指定管理者制度を利用して運営され、あるいは学校の余裕教室をミニ児童会館といたしまして、そこで業務委託等を行っているというふうになっております。

それから、本市でございますが、本市では直営が主でございまして、平成 15 年度から指導員が試行錯誤しながら、障害児の受入れをそれぞれ工夫して行ってきたところでございます。ただ、発達障害児などは行動に予測がつかない場合も考えられると聞いてございまして、まして 5 年生、6 年生につきましては体も大きくなり、力も強くなりますので、こういった方々を受け入れていくことにつきましては、クリアしなければならないさまざまな問題もあるものと思っております。

○教育部参事

平成 15 年に塩谷児童センターで受入れを開始したときからかかわっていた経緯がございますので、若干、私から今後も含めて答弁をさせていただきたいと思っております。

それぞれの小学校で開設している部分につきましては、先ほど担当課長からもございましたとおり、いろいろな条件あるいは難しい理由というのもし上げました。

実は今回相談に来られた方は、中島委員も相談を受けられているのだと思いますけれども、私も 2 度ほど直接お会いしましたし、何度か電話でもやりとりをさせていただいております。今回相談を受けている方の中で、実は私どもの所管している小学校ではなくて、入船にあります聾学校での放課後児童クラブを利用している保護者の方がございましたので、その方の現状についてもいろいろとお聞きしました。その中で、やはり聾学校ということになりますと、先ほど担当課長から申しあげました施設の面ですとか、あるいは子供の集団のつくり方の部分で、他の学校で開設している条件とは違う部分も現実的でございます。それから、もう一方では、聾学校の設置者は道教委なものですから、そこでの協議といいますか、関係といったこともございます。

ただ、今、委員が言われていますとおり、教育委員会としては、放課後児童クラブを運営していくための条件を整理しなければならない。ただ、平成 20 年の予算特別委員会でも相当やりとりさせていただいた経過はあるのですけれども、今回につきましては、聾学校ということで、平成 20 年当時には想定していない部分での一つの要望ということもございますので、ある意味で、聾学校を想定した場合の条件は異なるわけですから、その部分については教育委員会としても検討していかなければならない点はあるだろうというふうに思っております。

また、この件につきましては、先月、市長への手紙でも要望が出されており、市長からもその可能性について検討するよという指示もありますので、教育委員会としても改めて、異なる条件の中でどういうことが可能なのかということについて、検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員

一步前向きの答弁と受け止めて期待したいと思います。

◎介護保険施設の待機者について

次に、介護保険の問題について何点か質問いたします。

代表質問で、いろいろと答弁をいただきましたけれども、その中で、平成23年の特別養護老人ホームの待機者の数は832名で、そのうち308名が在宅、要介護4が31人、要介護5が15名と、重度の要介護者が在宅で46名いるということでした。

施設の待機者のニーズに対応する施設整備が課題だという答弁をされていましたが、ほかの介護保険施設の待機者数については把握しているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

特養以外の施設での待機者との御質問でございますが、老人保健施設では待機者が168名、介護療養医療施設では68名、グループホームでは80名、介護つきの特定施設が37名、合計353人になっております。

○中島委員

多くの待機者が発生しており、介護保険サービスを受けたいと思っても、本当にサービスが受けられるのかという問題があるわけです。正直いって、高齢の家族を抱えている皆さんが施設に入れたいという希望を出したときに、その条件に合わせて施設を利用できるのかどうかということが大変心配なのですが、例えばこの要介護5の15名とか、要介護4の31名などを含めて、必要なときに使える介護施設を考えられるのかどうかという点ではどうでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

施設を利用したいときに利用できるのかという御質問ですが、施設には定員がありまして、いわゆる特養から老健、療養、グループホーム、介護つきの特定施設、これは小樽市内に59施設ありまして、定員が2,395名になっております。その中で、平成23年度末の要介護認定で介護サービスを利用している方が7,000名ほどおりまして、そこから施設には入れない要支援1、要支援2の方を差し引きますと5,708という数字が出てきます。この人たちに対して、先ほど言った2,395名の定員は42パーセントに当たっている状況です。約42パーセントの人が施設に入ろうと思えば入れる状況ですが、中島委員が御指摘のとおり、現在、施設は全部ふさがっているものですから、今すぐ入りたいと言ったときに、では、入れるのかというと、今の状況ではなかなか難しいというふうには認識しております。ただし、ある一定程度の期間をおいて、緊急でない場合の施設を利用したいという部分に関しましては、まず定員があるということと、その定員において今は1年間で680名ほど入れ替わっている状況もありますので、何とかその数字の中で希望にかなう施設への入所が可能ではないかというふうには考えております。

○中島委員

年間で680人ぐらいの入替えがあるというのは結構大きな数だと思いますが、やはり緊急度が高いということになれば、在宅の要介護度の高い46名になるのではないかと思います。こういう方々の緊急度といいますか、施設の必要な度合いというものは把握しているのでしょうか。そして、それに対応できる対策の見通しがあるというふうと考えていいのでしょうか、この点はどうか。

○（医療保険）介護保険課長

今の46名というのは、現在の特養の待機者で要介護4、要介護5の重度者の数字であります。46名の中の調査では、今すぐ入りたいという方が28名、6か月以内に入りたいという方が1名、特に入りに指定はない、すぐではないという方が17名いるという結果が出ております。今すぐに入りたいという28名の方に対しては、その方がすべて移行できるかどうかはわかりませんが、平成24年3月に朝里川温泉に29人の小規模の特養が設置されるということでありますので、まだ申込みは始まっていませんが、そちらの申込みというのも一つの手だという

ふうと考えております。

また、先ほど説明したとおり、施設の中ではかなりの入れ替わりがあります。特養だけを見ますと、年間約100人の入れ替わりがあり、重度の要介護4、5の方で今すぐ入りたいと希望している28名についても年間の入れ替わりの中で何とか対応できないかというふうと考えております。

○中島委員

そういうふううまくいくことを願っておりますけれども、全体としては施設サービスに期待する住民の方が多いですし、その待機状況が依然として緩和されていないというのが実態ですから、第5期介護保険計画では、こうした要望にこたえられるような体制をぜひつくってほしいと思っています。

◎介護職員処遇改善交付金について

次に、2009年の介護保険報酬の改正で初めて報酬が引き上げられまして、このときに介護従事者処遇改善臨時特例交付金制度ができたのですが、これは3年間の時限立法ということで、今年度で終わりになります。この交付金制度により介護職員の給与は、具体的にどのように改善されたのかお答えください。

○（医療保険）主幹

介護職員の処遇改善交付金についてのお尋ねであります。厚生労働省の調査によりますと、平成22年4月から9月の6か月分の一時金も含めた介護職員の平均賃金は25万6,680円で、処遇改善交付金を実施する1年前の賃金と比べますと、1万5,160円アップしております。当初の予定どおりの改善効果があったというふうに報告されています。

○中島委員

そのように聞いていたのですけれども、平成23年7月の新聞報道によりますと、昨年の北海道の調査では2008年度より1,167円も減ったという結果が出ているのです。この違いについて説明をお願いします。

○（医療保険）主幹

道が行いました昨年度の就労実態調査の関係ですけれども、この調査につきまして、資料を取り寄せまして、どのような理由で全く逆の結果になったのかということ調べてみました。そうしましたら、統計手法の違いが要因だというふうにとらえております。

まず、厚生労働省の調査では、6か月間の一時金も含めた賃金の平均で出しております。それに対しまして、道の調査は、月々の給与のみの平均で、一時金の額が反映されていないというのが一つあります。それから、厚生労働省の調査は、同じ職員について1年前の賃金と比べてどのくらい上がっているのかという調査方法をとっております。それに対しまして、道の調査は、さまざまな雇用形態の職員が対象となるわけですけれども、そういったものの単純平均を前年度と比較しておりますので、その辺で違いが出てきているものというふうと考えております。

○中島委員

そういう意味で、調査方法が違うというのは大きいと思うのですが、ただ介護分野の労働形態というのは正規採用ではなく、時間契約で働くというヘルパーの方が中心ですから、さまざまな職種の方々が現在もらっている賃金の平均という出し方も、あながち間違いではないという気がするのです。今後、この統計のとり方を見たいと思いますけれども、この交付金については本年度で終わりということになりますが、当初の目的である介護職員の職場環境や賃金の改善という点で、統計資料では1万5,000円上がったと言っていますけれども、離職傾向や人材不足というのが引き続き続いている大変深刻な事態は変わっておりません。そういう点で、ぜひ、平成24年度以降もこういう支援を続けるべきだと思うのですが、このことについての市内の事業者からの意見あるいは政策的な見通しについてはどうでしょうか。

○（医療保険）主幹

処遇改善交付金が今年度で終了しまして、それ以降の見通しということなのですが、まず市内の事業所の

意見ということですが、これは市でアンケートを行ったところ、現在の処遇改善交付金をそのまま続けてもらったほうが賃金に確実に反映するから、現在のままでよいという意見と、それから今の形だと恒久的な制度にはならないということで、介護報酬に組み入れて恒久的な制度にしてほしいといった意見がほぼ半々の状態です。

それから、今後の見通しなのですけれども、現在、国では処遇改善交付金について、そのまま継続して行うのか、それとも介護報酬に組み入れて行うのかということにつきましては、今年度の年末の予算編成時期に検討するというようなことで聞いております。

○中島委員

これも継続して介護現場の労働実態の条件緩和と条件上げのために、ぜひ続けてほしいと思っております。

◎給食サービスについて

最後に給食サービスについて聞いておきたいのですが、答弁では平成20年度から3倍の利用者に増えて、現在592人というお話でした。しかし、小樽市の65歳以上の高齢者数は、本年8月末で4万1,732人と、4万人を超えています。そのうち介護認定を受けている方が約9,000人、サービスを利用している方が7,000人程度ですから、まだ需要はかなりあるのではないかと思うのですが、この需要見込みについてはどのようにお考えでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

小樽市の給食サービスにつきましては、対象者が独居又は高齢者世帯となっておりますので、対象人数につきましては65歳以上の人口4万1,000人に対しまして、独居、高齢者で約3万人おりますので、私どもが実施している給食サービス592人というのは、あまり数字的には多い数字ではないというふうには認識しております。

ただし、給食サービスを利用しなくても御自分たちで生活して元気で暮らしているという方も中にはたくさんいらっしゃるし、592人というのは、ある一定程度利用されている方の数字としては、そんなに悪くない数字ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、せっかくある制度がわからないで利用できない方もいらっしゃるのかもしれないので、引き続き、給食サービスの制度についての周知をしまいたいというふうに考えています。

○中島委員

答弁では、週1回の安否確認の給食というところから栄養改善のために週複数回利用できるような制度の検討ということでありましたけれども、総合事業を導入するかどうかを少し考えたいというお話でした。私たちは、総合事業の導入については反対の立場であります。同じように介護を受けるときに、法令基準もない、そして市町村負担が多くなるような形の総合事業に本人の意思に関係なく組み込まれるようなサービスの分割化には問題があると思っています。そういう点では、引き続き事業を週3日以上利用できる栄養改善のサービス事業としての変更をぜひ求めたいと思います。そういうことを要望して、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

私からは、代表質問をいたしました中で、聞き漏れていたところとか、補充していただきたいところを中心にお聞きします。

◎決算剰余金の処分について

まず、代表質問の中で、何となくかみ合わなかったという思いがありました決算剰余金についてですけれども、答弁では、「平成22年度一般会計決算剰余金約11億8,400万円のうち、平成23年度補正予算の財源として充当した分を除く約6億6,644万円を今後の財源対策として活用できるよう、今定例会において小樽市財政調整基金に積み立てる」ということでした。

私は、それだけ積み立てるお金があるなら、例えば下水道事業会計などに返済して、金利を軽減するという措置ができないのかという質問の中で、下水道事業会計は資本費平準化債の活用により繰り延べており、そういう返済計画に基づくものですから、そうすぐには充当して返すことができないという答弁で納得したわけでありませう。

ただ、そこで、もう一つお話を聞きたいのは、一般企業もそうですし、家計もそうですけれども、実際お金がフローした場合、なるべく高い金利のところを払うように努めるわけです。私が入ってから、小樽市の剰余金は初めてというか、今まではなかったものですから、ずっとない中で、今回からこういうふうには財政の健全化に近づいてきた場合で、お金がフローしてきたときに、例えば 6 億円というところと 1 パーセントでも 600 万円という金利負担ですから、それを放っておくというのは、やはりちょっとないと思います。

資本費平準化債を使っているのも無理だと言うのですけれども、できないお話ではない中で、すぐには言わないのですけれども、今後はそこら辺のところを考えながら、もちろん黒字を維持していくという考えですけれども、そのお考えを聞きたいというのが趣旨だったわけなので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

確かに約 6 億 6,000 万円を繰り上げて償還した場合については、今年度における金利負担の軽減が考えられますので、長期的な視点からは財政的なメリットはあると思います。他会計からの借入れ、会計間の借入れですから、必ずしも返せないということではございません。

ただ、一番問題になるのは、当面の課題として、今年度の財政運営を今後どうしていくかということでございます。平成 22 年度決算では約 11 億 8,400 万円という剰余金が生じてはおりますけれども、そのうち約 5 億 1,800 万円については、もう既に本定例会も含めた平成 23 年度補正予算の財源として充当してしまっているということもございます。そうなりますと、剰余金の残額については約 6 億 6,000 万円程度になるのですけれども、そこから地方財政法に基づく法定積立分、剰余金では 2 分の 1 になりますけれども、この 5 億 9,200 万円を差し引きますと、もう 7,400 万円しか残らないという状況になります。しかも、これにつきましては、本年度の当初予算編成において収支均衡を図るために、下水道事業会計から新たに 9 億 8,000 万円を借りるという財源対策を行った上の金額ということでございます。また、今後、第 4 回定例会以降の補正予算に係る財源の必要額も、まだ現段階では不透明であるということもございますので、こういったことを考え合わせますと、現段階で他会計や基金からの借入れについて繰入償還の判断を行うことはなかなか難しいのではないかと考えております。

まずは本年度の残された期間における予算執行の状況、それから決算の見込みといったもののほか、国の動きなども注視しながら、来年度の予算編成やそれと並行して新たに策定する仮称ではありますがありますけれども、財政健全化計画の中で具体的な検討を行うこととなりますが、今回積み立てる財政調整基金については、新たな財源として今後も活用できることとなりますので、これを活用することによって、他会計からの新たな借入れの解消や縮減を図るとともに、できるだけ早期に借入残高を解消するための繰上償還についても、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

そういう答弁を代表質問のときにいただきましたということでございます。今すぐにはそういった形で、来年度以降の推移を見て、そういった形にさせていただきたいという思いで、黒字を積み上げていきたいというか、他会計からの借入れを本当に解消していくのが、一つの当面の目標だというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

◎特別交付税の算定内訳について

それと、財政の収入増と不用額についての答弁の中に、「特別交付税につきましては、約 7,600 万円予算を上回りました」というくだりの中で、「本市における除排雪経費の増高についても一定の配慮がなされたのではないかと考えております」とあるのです。そのところで「一定の配慮がされたのではないかと」という、この「されたので

はないか」ということは国からいただくというのは、計算ができないのですか。要するに、例えば何かをもらったのだけれども、これはたぶんこれを考慮していただいたとか、そういうよくわからない部分があるのかどうかということについて、お答えください。

○（財政）財政課長

委員のおっしゃるとおりでして、特別交付税については、その算定内訳というものは個別の団体ごとに示されないものであります。それで、総務省の報道資料として平成23年3月18日付けで「特別交付税交付額の決定」という公表がされたわけですが、その中に総体の増額部分と主な算定項目の中で増えている部分というのが幾つか示されております。その中には口蹄疫対策ですとか鳥インフルエンザ対策、それから除排雪、活動火山対策等々ございますけれども、そういったものの中からいろいろと推測していくと、本市においても昨年は除雪経費が不足して第4回定例会で補正予算を組ませていただきましたので、そういった全国的にも除雪経費もかさんだということもあります。本市においても、そういったかさんだという部分もありますので、そういった部分で恐らく一定の配分がなされたのではないかと推測したと。要するに、内訳が示されないの、こういう資料を基に推測したということです。

○鈴木委員

◎不用額について

それと、不用額に対しても質問をしまして、全体で12億2,000万円の不用額が生じたということで、その内訳について、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金が約2億5,300万円、それから職員給与費は退職手当の減などにより約1億8,800万円など、いろいろと答弁していただきました。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、不用額というのは、基本的には使おうと思って用意して、実際には使用しないとか使わなかったものが不用額です。私の考えていきますと、今回、黒字になり、それに起因する不用額として、道や国から来て、結局それはできなかったからそのまま戻したとか、後々返さなければいけない不用額というのは、はっきり言って黒字の要因というわけではなくて、スルーするということだと考えます。その中で、今回の11億円何がしの黒字になったことに起因する要因といいますか、本当の真の意味での不用額というのは何なのでしょう。

○（財政）財政課長

委員のおっしゃるように、例えば生活保護費ですとか、市立保育所運営費負担金などについては、不用額が多額となっておりますけれども、その財源には国庫補助金が一部充てられていることもあります。それから、介護基盤緊急整備特別対策事業費は全額が不用額になっていますけれども、これは道補助金が100パーセントですから、不用額を出したとしても、歳入も入ってきませんから、これは黒字の要因にはならないと。

こういうことを除いていくと、一般的には、管理的経費といいますか、一般管理費などの事務的経費ですとか職員給与費だとか、あるいは公債費とか、そういったすべて一般財源で賄われるような経費については不用額が黒字の要因になっていくことになりましてけれども、それらは一例でございまして、これ以上細かな分析というのはまだ時間を要しますので、現時点においては、この程度で御理解願いたいと思います。

○鈴木委員

理解してと言われても困るのです。今回こういった形で剰余金が出たことは、本当にうれしいと思っている中で、どうしてなのかと聞くと、不用額が出たと言われます。そして、その不用額については、先ほどのように、何もかも一緒になった不用額を答弁されるわけです。でも、スルーするだけとか、それをやらないことにおいて歳入もないということがあって、下手をすれば黒字要因に関係ないということもあるので、黒字要因は何ですかという質問をすると、分析ができていないとなります。これではちょっと困りますので、できましたら、まとめたものを私にいただきたいと思っております。

◎財政の実態と今後について

それで、今、2点の質問をした中で、私が議員になった平成19年の財政は本当に黄色信号で、もう本当に財政再建団体になりそうだということで厳しいと思っていましたが、本当に皆さんの御努力で、こういう形になりました。ところが、細かく聞いていきますと、やはり他会計から借りているということで、決して盤石ではないという答弁をされるわけです。

そういうことで、小樽市の財政は一体どうなのかということを知りたいのです。数字上で個別に、これは大丈夫ですか、あれは大丈夫ですかと聞くと、数字的にはこうなっています、大丈夫ですと答弁をされますが実態を聞くと、なかなかそれに伴うような答弁が返ってこないのです。ですから、あえてお聞きするのですけれども、今、当市の財政はどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

難しい御質問ですけれども、本市の財政、特に一般会計におきましては、これまで財政調整基金あるいは減債基金が底をついていたために、不測の財政需要が生じた場合のみならず、毎年度の当初予算編成においても、収支のバランスを図るためには、他会計や基金からの借入りに頼らざるを得ないといった状況でございましたが、平成22年度決算において何とか累積赤字を解消いたしまして、今回6年ぶりになりますけれども、財政調整基金への積立てができることになりました。

そこで、今後においてということになるのですが、まずは他会計や基金からの借入りに頼らずに収支均衡を図られるような予算編成ができるようになること。そして、一般会計における黒字を維持しながら、少しずつでも基金残高を増やしていくことで、年度間の財源調整が図られるとともに、不測の財政需要に柔軟に対応するための財源の確保が可能になると考えておまして、そうなりますと繰上償還に充てる財源といったものもまた生み出していけるのではないかとこのように考えております。

そのためにも、今後とも財政健全化の努力を重ねていくということで、真の意味での財政の再建に近づけるのではないかとこのように思っております。

○鈴木委員

今の答弁を受けまして市長にお聞きしたいのですけれども、今はこういう状態であります。ただ、好転していることには間違いはないという中で、なかなか事業費も多くひねり出せるわけではないことも自覚したわけですけれども、先ほど言いましたとおり、金利等も本当に借りかえしても不足しているという、何とか解消していく方法もしていただきたいと思っておりますので、そういうことについて何か市長として答弁をお願いします。

○市長

私が平成11年、12年前に収入役を仰せつかったときには、年間の単年度バランス収支は、もう既にそのころからとれていなかったような感じがあるのですが、しかし減債基金が三十七、八億円、40億円弱ぐらいあったのです。ですから、その減債基金を取り崩して何とか最終決算のときには赤字にならないような形で決算をしていた、そんな記憶を持っております。

ただ、今、財政課長から答弁いたしましたように、今回は財政健全化計画の中で平成24年度に何とか累積赤字を解消しようとした計画を22年度で解消できたことは、努力した結果だろうというふうに思っておりますけれども、また一方では、他会計と基金からの借入れが50億円を超えるような状況になっているわけでございます。本当にそういうことがなければ、累積赤字を解消できる状況にはなかったわけでございますので、やはり他会計や基金からの借入れをしなくても収支の均衡がとれるような体制に、まずもって持っていかなければいけないだろうというふうに思っております。

昨日か一昨日の御質問の中で、他会計と基金の解消についてどれぐらいの期間がかかるのかという御質問への答弁をさせていただきましたけれども、現状でいくという前提で、平成38年までかかる、あと15年ということですか

ら、大変これも重たいことだろうというふうに思っております。

ですから、累積赤字が解消されたといっても、決して本市の財政がよくなったということも直接は、やはりいろいろな問題を抱えているだろうと思っておりますので、何とかこの他会計や基金からの借入をなくして、収支の均衡とれるような、そしてまた、なおかつ緊急な事業が出てきたときには柔軟な体制がとれるような、そういう財政に持っていかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、今後ともそういう面に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○鈴木委員

◎通報連絡協定の検討について

原発問題について、1点確認でございますが、代表質問の答弁で「通報連絡協定の検討なども含めて連携体制の構築を進めるべきであり、今後、北海道に対して確認してまいりたいと考えております」というくだりがありました。北海道に対して確認するというのは、どういうことなのか教えていただきたいと思ひます。

○（総務）杉本主幹

北海道知事の記者会見の中で述べられていたところでございますけれども、今のところ、まだ道から、この通報連絡協定についての話が来ておりませんので、今後確認してまいりたいという意味でございます。

○鈴木委員

ということは、道から来たら何かするということなのですか。

○総務部参事

今、知事の記者会見で通報連絡協定というのを考えているということなのですから、ただ、小樽市としては、これから管内でいろいろな会議もございますので、そういった会議の中で当然原発の関係も含めた情報提供などをしてもらえるように、これからは市長からもいろいろな場面で申し入れてもらいたいと思ひますけれども、ただ私どもの管内の例えば防災担当者の会議などといった場面も通じて、道にちょっと求めていきたいというふうに考えております。

○総務部長

私どもも記者会見の報道を見た限りですので、詳しくはわからないのですけれども、当時、泊原発3号機の運転再開にかかわる知事の記者会見で、通報連絡協定の締結も含め、後志管内の市町村と協議を深めていかなければならないというような御発言もあったものですから、私どもはその内容について、「後志管内の市町村」というくだりがあるものですから、そのあたりも含めて確認をさせていただきたいということで答弁をさせていただいたということでございます。

○鈴木委員

では、何かやっているというより、これから確認していくということなのですね。わかりました。

◎病院の追加繰入れと資金余剰の関係について

次に、市立病院についての質問に移らせていただきます。

今回、代表質問への御答弁では、「平成22年度末の不良債務解消を達成するためには、さらに約3億円の財政支援が必要と見込み、追加繰入れをお願いしたものであります」ということで、最終的に3億円を繰り入れた結果、1億4,000万円の資金余剰を生じたということでございます。いろいろな費用が改善して結果的に浮いたという答弁もあるのですが、不良債務解消を達成するためというくだりからすると、今後の起債のことも含めて、1億4,000万円ぐらひは余らせないと、病院事業会計には起債の面もあり、財政面もあつてきつということなのか。それとも3億円を入れたときの見込み違いで、思った以上に多く入れてしまったから1億4,000万円が余つたのか、お聞きします。

○（経営管理）吉岡主幹

3 億円の追加繰入れと結果として約 1 億 4,000 万円の資金余剰が出たことについてですが、委員がおっしゃるように、平成 22 年度の決算におきましては、新市立病院起債のための絶対条件であります不良債務の解消が最大の命題でありました。北海道からは、不良債務の解消について、びた一文たりとも負けれない、1 円でも収支不足が出ることは許されないと常に厳しく言われておりました。

そうした条件で、収支不足に含まれる中、平成 23 年第 1 回定例会で追加の繰入れの額を試算するに当たりましては、12 月時点までの実績を基に試算するしかなかった状態です。この 9 か月分のデータに基づきまして何回も試算を経て、確実に年度末の不良債務解消を達成するには、いわゆるゼロにするためには約 3 億円が必要だと、その時点では見込んだわけです。しかし、試算にも限界がありまして、その後、年度末まで収支改善等が進んでいくという状況については残念ながら予測しきれなかったというのが事実であります。その意味では結果的に 12 月のデータを基にした見込みの試算におきましては、見込みに甘さがあったと言われる側面があるかと思えます。その時点では収支がとんとんになるだろうということで 3 億円が必要であると見込んだのですが、結果として 1 億 4,000 万円が余剰になったという経過でございます。

○鈴木委員

要するに、プラスが出ないとまずいということで、3 億円は入れなければならないだろうということだったので、ところが、思いのほか経費がかからなかったということで 1 億 4,000 万円が残ったと。

ところで、市民からよく聞かれるのですけれども、新聞報道では、1 億 4,000 万円の資金余剰が出ましたとありますが、一般会計からたくさん借りていて、何が資金余剰なのだと。要するに、きっちり出しているのならいいけれども、多めに出して黒字だというのは何となく解せないというふうに言われているものですから、今お聞きしたのですが、1 億 4,000 万円の資金余剰というのは、今後、どういう処理になるのでしょうか。

○（経営管理）吉岡主幹

1 億 4,000 万円の資金余剰の扱いについてでございますが、まず新市立病院の起債に当たりましては、平成 25 年度までの計画におきまして、地方財政法上の資金不足解消の計画を達成することが起債の絶対条件としてあります。そのためには、平成 23 年度、24 年度、25 年度の資金収支を黒にして、それを毎年続けていかなければならないという事情がございます、これを踏まえまして、今の資金余剰となっております 22 年度分の 1 億 4,000 万円の扱いにつきましては、23 年度の決算見込みを一定程度見た上で、その中での取扱いにつきましては財政課とも協議をしていくことになるかと考えております。

○鈴木委員

その後どうするかというのは、大体わかりました。

◎教育長が市内小・中学校を訪問した感想について

次に、教育に関する質問に移らせていただきます。

このたび、教育長にいろいろとお聞きをしまして、御答弁では「現在、これらの状況についての分析を行っておりますが、全体として教育委員会と学校、学校間、管理職と教員、それぞれに距離感があること、組織的な取組や情報の伝達に課題があること、前例踏襲の体質が見られることなどを感じているところでございます」という大変憂いた御答弁をいただきました。

そこで、1 か月かけて市内の小・中学校 41 校を訪問されて、その実態についてはもちろんこれからいろいろな分析をされるということでございますけれども、どうしてこのように感じられたのかについて、教育長にお聞きをしたいと思えます。どうしてこういうことを感じられたのか。

○教育長

41 校分のメモをとった 2 冊のノートがあります。今、分析というのは、個別的なことと、それから共通的なこと

の分類をし、それから管理職に関すること、教員に関すること、保護者に関すること、教育委員会に関することという分類で仕分けようと思っております。

前段私が距離感を感じると言ったのは、まずは教育委員会と学校間で言いますと、教育委員会の敷居の高さというか、学校長と教育委員会の敷居の高さ、いわゆる建前論で物を言うという感じを最初は受けました。それで、本当にこの状態で学校の実態を本音で話してくれるのだろうかというのが最初の感想です。これは教育委員会というよりは、新しい教育長がどういう人なのかということで、まずは教育長として現場からの信頼を得ることが大事だということを感じたところでございます。

それから、学校間の距離感ということで言えば、学校間によってさまざまな仕事の仕方、それから物事の取組方が大きく違っているということを感じました。一つは、管理職がみずからの学校経営ビジョンをきちんと表現できない学校もあるでしょうし、又は職員に前例踏襲の意識があって、例えばチャレンジテストでありますとか、CRTテストなどの新しい取組に対してなかなか素直に受け入れていかないという体質、そういう実態が見られたということでございます。学校間の連携がないために、その差がそのままの状態になっている。これもまた学校間の距離感というものを感じる。又は管理職間の距離感もあるでしょうし、教職員間の連携がないということにつながると。そういう意味で、学校間の距離を感じたということでもあります。

また、学校内で言いますと、これは御承知のとおり、今は生徒数が少なく、各学校が学年 1 クラスなのです。1 クラスということは、学年間で相談する相手がいない。又はお互いに競い合うとか、切磋琢磨するという環境がないという実態もありますし、また他学年の教員に相談するということがなかなかとれていないという実態もあります。それから校務分掌がそれぞれ決められていて、1 人が担当するとほかの教員はそれに任せてしまって、全体として協力し合いながら仕事を進めることもなかなかできていない。それから、1 つの例とすれば、補習又は宿題という問題がそれぞれペーパー上は取り組まれているという報告がございしますが、それはそれぞれの担任の判断で行われていると。それが学校全体として組織的に一つの目的に沿って行われているということがないと。

そういった事例などが聞き取りの中で出てきたものですから、そういう意味で言えば、前例踏襲であり組織的な取組ができていないということが課題であると。情報の共有化という問題ももちろん底辺にあらうかと思えますけれども、そういったことを感じ取ったということで、3 点についての感じを受けたという発言をしたところでございます。

○鈴木委員

私も P T A をやっていたことがありまして、P T A 間の情報交換は、結構激しいのです。どこの学校で何をしている、自分の学校はこうだということをクラブや地域などのいろいろな面で会ったときに話をします。それに比べまして、学校間では、校長や教頭の会議もございすけれども、基本的にはそれぞれの学校の内容に踏み込んだお話はなかなかされない、越権という部分があるのかもしれませんが、そういった中で隣の学校が何をしている、どういう状態かというのは、あまり把握されていないというふうにお聞きをしております。ぜひとも上林教育長には、ほかのいいところはまねる、そして、だめなところはやめる、こういった形にするためにも、教員間、そして校長、教頭の横の連絡だけではなく、実質そういうことをきちんと目の当たりに見せて指導をしていただきたいと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○教育長

着任に当たって私が考えたのは、教育委員会の仕事として一番大事なのはマネジメントだろうと。そういう意味で言えば、今こういった現状が把握できたわけですから、それらを教育委員会がどうマネジメントして、こういった問題の解決に向けてどういう取組をやっていくかということを中心に今一番に考えていると。まずは教育委員会が校長、教職員から信頼され、そういった取組を現場が受け入れて実行できるような体制づくりをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

ぜひともよろしく願いいたします。

◎奥沢ダムについて

最後になりますけれども、奥沢ダムについて、昨日の一般質問において、北野議員と水道局長とのやりとりで少し気になったことがありますので、お聞きします。

私どもは、奥沢ダムの廃止に関しましては、修復にはお金もかかるし、水道供給は補完できるという意味でやむを得ないという考えであります。ただ、景観はなるべく保存していただきたいということで初日に質問させていただきまして、市長の答弁訂正はありましたものの、景観はなるべく存続したい旨の答弁をいただきました。そういった中で、水すだれ並びに水源池の貯水の風景も含めて、なるべく保存する方向に行っていたらいいものだというふうに解釈したわけです。

ところが、昨日の一般質問では、ダムの堤体をきちんと直さなければ、上の部分の水まで行けない。結局は、たとえ水を残してもダムの下の 3 分の 2 ぐらいで、水たまりみたいな形というか、水位がぐっと下がった状態でしか保存できない。上まで水をためるには堤体そのものを直さなければいけないので、そのためには結局、数十億円かかるというお話でした。そうなりますと、私の質問に対しては、今の景観は保存できませんという答弁をいただくことになったのかという思いがありますので、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。

○水道局長

昨日の一般質問の中で私が申し上げたかったのは、水道経営上、水道用水源としてダムを再構築することは難しいと。それと、奥沢ダムが今の基準に合わない部分が多々あるということで、今と同じように水道用水源としてではなく、景観という観点で水をためるとしても、やはり今の基準は求められるでしょうという答弁をさせていただいたと思っております。

もう一つには、今年の融雪期は非常に危険な状況になりますので、これに対応する方法としては、残念ながら、堤体を切り開いて、下流域に水を速やかに流さなければ安全は保てないという答弁をさせていただいたと思っております。

貯水池内を今後どうするのかという部分は、水道局としても明確に答弁していると思っておりますけれども、今後、跡利用検討委員会というものを立ち上げながら、これからさまざまな意見が出てくると思います。そういう中でどれだけかけても水をためるのだという意見になるのかはわかりません。今後、小樽市としてあの施設をどういう方向に持っていくのか、そういう方向性をきちんと議論した中で、再構築するのかどうか、それはいろいろあると思っておりますけれども、そういう方向に持っていく、その一つのプランとして、北野議員からは産業廃棄物の完全遮水型という、今までのダムでは取り上げていなかった提案を承ったわけですが、そういうものを含めて、みんなで議論して、どういう方向に行くのかということを決めればいいのかということで、答弁したつもりでございます。

○鈴木委員

今、改めてお聞きしましたが、ただ、願わくば、私が質問したときに、今の景観を保つのはかなり難しいという答弁をしななければいけなかったのではないかという思いなのです、今の時点では。私どもも、我々も意外と安易に考えていたと言ったらおかしいのですが、奥沢ダムの廃止はやむを得ないけれども、景観は保ってくれるだろうと。あれだけの美しい景色だし、少し直せば貯水池としてはそのまま残していただけるのだろうという思いがありました、実際問題。そして、数十億円かかるという思いは全くなかったわけです。やはりああいう新聞発表等がありますと、何となく残せるのではないかと思っていたものですから、そういった形では数十億円かかるけれども、それを負担してもいいという市民がいるならやってもいいという言い方ではなく、やはり文化的遺産でございますから、そこをかんがみるとお金にかえがたい部分もあります。確かに、先ほど言ったように財政が厳しいので、

なかなかやれとは言いにくい部分もあるのですけれども、検討に当たっては本当に熟考されて、早急に処置してしまうことのないようお願いしたいということでもあります。

○市長

私の考え方としましては、まず一つに、ダム下流の住民の安全確保に向けしっかりとした対策を図っていくことが大事だろうというふうに思っております。今回、5日に災害対策本部を立ち上げたのですけれども、あれは市内全域の問題も一つありますけれども、何ととってもダムが決壊するのではないかという大変大きな心配をしたところでございます。実際には、道と最終的に打合せなどもしたのですが、実は夜中までかかったのです。道からは何としても避難勧告をすべきではないかというような御意見もありました。しかし、私は現地にも行って見たわけですが、現状あの夜中に避難勧告を受けても、避難される皆さんも本当に大変なことになりますので、何とかそれをしないために、その後、国からポンプを4台持ってきました。帯広市、旭川市からも持って来たところです。そういった対策を図り事なきを得たわけですが、やはりイの一番は住民の皆さんの安全、これは安心をしてもらうということにまず取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、鈴木委員のおっしゃるように、貯水するというのはなかなか厳しいのではないかとこのように思っております。

いろいろと議論、打合せをした中で言うと、実際に堤体部分がどうなっているのか本当に心配だというのが、もう国も道も同じ意見でございました。見た目は大した変わってないように見えるのでありますけれども、実際には、中が空洞化しているのではないだろうか、ちょっとした水で決壊するのではないだろうかというようなことございますので、まずはそういったことについての対処をしていながら、そして、あの全体をどのようにするかというのは、またいろいろとお知恵をおかりしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかそのあたりの御理解をいただければというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

私は、代表質問の中から何点か質問をさせていただきます。

初めに、財政について伺います。

先ほど来お話がございまして、単年度収支が黒字になりまして、実質赤字比率、連結赤字比率ということで、前年度に続いて、赤字がなくなったということが非常に喜ばしいというふうに私自身も思っております。

ただ、単年度でありますし、これからこの先どのようになっていくのかが一番注目されますので、そういう視点で何点か質問をさせていただきたいと思っております。

◎他会計や基金からの借入金の返済計画について

他会計や基金からの借入れについては、先ほど来いろいろな質問が出ているのですけれども、私は代表質問で、償還計画についての質問をさせていただいております。今まで他会計からの借入れということでは、平成14年から始まっておりまして、返済などについて、財政の概況に載っているのですけれども、御答弁の中では、23年度借入れ予定分まで、他会計借入れ及び基金借入金のいずれも平成38年度まで償還する予定となっているということがありました。これについて、もう少し具体的にどのような返済計画になっているのか、伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

他会計や基金からの借入金に対しての返済の計画でございますけれども、まず他会計からの借入れのうち、下水道から借りている資本費平準化債の関係につきましては、本会議でも千葉議員に資本費平準化債の趣旨と一般会計の繰入れの借入れとの関係の答弁をさせていただきましたが、この制度に即して下水道事業会計で資本費平準化債を借り入れた結果、最終的に資金余剰が発生しております。それを一般会計に借り入れているということござい

ますけれども、その借入れにつきましては、一般会計から返済計画もなく借りるというわけにもいきませんので、一応、返済計画を立てているわけですけれども、やはり現在の一般会計の財政状況をかんがみたときに、短期での返済は難しいということで、下水道事業会計が行う資本費平準化債の償還期間を一つの目安としまして、計画的に償還するというふうにしております。

それ以外の基金等からの借入れにつきましては、できるだけ財政負担が可能な範囲で年間においてばらつき等出ないように、均等になるような形で返済計画を立てているということでございます。

○千葉委員

償還の金額的なことを少しお示しいただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

今後 5 年間ということで説明させていただきますが、平成 23 年度につきましては他会計とそれから基金を合わせて償還は 9,600 万円、それから 24 年度につきましても同じく 9,600 万円、25 年度は 2 億 3,800 万円、それから 26 年度は 4 億 6,400 万円、27 年度については 5 億 5,800 万円です。少しずつ増えていくような計画でございます。

○千葉委員

先ほどの鈴木委員の質問に対する御答弁で一つ確認させていただきたかったのですが、資本費平準化債、下水道事業会計が借りているということで、余剰金がたくさん出た場合に、先に一般会計から返すことはできないか、それは可能だというお話だったのですけれども、実際にそれをした場合に、下水道事業会計としての資本費平準化債というものの前倒しでの返済は可能なのでしょうか。

○（財政）財政課長

一般会計が借入れを行うに当たりまして、水道局ともいろいろと相談をした上でやっている状況でございます。お互いにそれぞれの事業計画があって、下水道事業会計においても資本費平準化債を借り入れたことによる事業計画というものもございます。そういった中で、例えば一般会計から先に繰上償還した場合にそれを水道局が早めに返せるかということになれば、それはちょっと金融機関との間のやりとりといいますか、約款などにもよりますので、繰上償還するときはどういった手続になるのかというのは、調べてみなければならぬと思っております。

○千葉委員

その辺が少し気になったところで、一般会計からは返済したものの、そちらの利息がどんどん発生して行って、もし返せないとなれば、一般会計の金利の負担はなくなるけれども、下水道事業会計は金利の負担ばかりになるということになれば、またそれはどうかと思ったものですから、質問させていただきました。

他会計からの借入れのことで、北海道からちょっと危惧しているということを知っていたものですから、そういう視点で、下水道事業会計から借入れができなければ、今後の予算編成において出資金が保たれるのかどうかということで質問をさせていただいております。

まず 1 点、今後の他会計からの借入れの考え方についての御答弁では「今後の他会計の借入れの考え方でありますが、平成 22 年度末の借入残高は、基金からの借入れも含めると既に 50 億円を超えており、財政運営の健全性の確保、財政秩序の維持といった観点からは、できるだけ早期に解消をしていかなければならないものと考えております」ということですが、この考え方についてもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○（財政）財政課長

先ほどの鈴木委員の御質問に対する答弁と重複する部分も出てくると思いますけれども、やはりこれだけ他会計からの借入れ額が膨らんでいる状況において、今後は他会計や基金からの借入れに頼らず、新たに借入れをせずに収支均衡が図られるような予算措置をまずは目指していくということが一番大事になるかと思っております。

その上で、一般会計で黒字を維持しながら、少しずつでも基金残高を増やしていくということで、単年度間の財源調整とそれから不測の財政需要に柔軟に対応するための財源の確保ができますので、そういうことが可能になれ

ば、他会計からの借入れについても、繰上償還も含めて早めに返済していくということができるのではないかと
うふうに考えているところです。

○千葉委員

その上で今回の下水道事業会計から借入れができなくなった場合には、新たな歳入確保、歳出削減ということで
何らかの財政対策を講じなければ収支均衡は難しいという御答弁もいただいているところであります。歳入の確保
という点では、非常に難しいのではないかとこのように私自身も思っていますし、皆さんも同じ認識だと思うので
すけれども、経常収支比率ですとか、財政的な数値は若干改善はされたものの、やはり市税収入は減る一方で、国
の補助とかに頼っているのが現状ですので、そうするとやはり歳出の削減に踏み込んでいかなくてはならないとい
う点で、財政部としてはどのようなお考えがあるのかについてお聞かせ願えますでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、歳入の確保になりますと、委員のおっしゃるとおり、本市の財政構造からいきますと交付税に依存してい
る割合が高いことから、交付税がどうなるかということによって大きく変わってくるという部分もあると思いま
す。

それから、収入確保になるかどうかというのもあるのですけれども、収入率が低い分、未収金が発生している部
分が結構ありますので、そういったところについては未収金対策をしっかりとやっていくということで、財源の確保
を図っていくというのも歳入面では考えられると思います。

ほかに、やはりどうしても歳出ということになっていくというふうに思っておりますけれども、歳出につきまし
ては、本年度の残された期間の予算の執行状況ですとか、決算見込みなどを見まして、具体的には平成24年度の予
算編成の中で発表していくことになると思っております。その作業の中では、本会議においてもいろいろと御指摘
を受けておりました不用額が多すぎるのではないかとこの問題、こういったものはまず精査していかなければなら
ないというふうに思っております。

そのほかでは、なかなか歳入の確保が難しい中で、歳出の中でも義務的経費が多く占めているという中であって、
やはり裁量的経費という部分については、ある程度聖域を設けることなく見直していくといったことも、場合によ
っては必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○千葉委員

◎過疎対策事業債の見込みについて

今後ますます取り取りが難しくなってくるのではないかとこの懸念をしているところなのですけれども、そうい
った中で昨年、過疎地域に指定されました。過疎という言葉のイメージがどうなのかという議論も若干あったか
とは思いますが、道内では8割ですか、ほとんどが過疎地域になっていることからすると、本当に今後、自立
に向けて、過疎対策事業債を使いながら何とか立て直しを図っていかなくてはならないというふうに思ってお
ります。

過疎債で何点か御質問をさせていただいております中で、やはり平成22年度までが国の枠というのが、一定程度、
余裕があったというふうに伺っています。今年度について、今回、少しお聞きをしましたところ、道からの連絡、
同意等予定額の通知があって、下水道事業分の約2億5,800万円については留保扱いとなったという通知が来たとい
う御答弁をいただいております。この留保扱いになった理由についてが1点と、今後これについての再度申請をし
ていくという御答弁もありましたので、11月に追加申請をすることとしている災害対応特殊はしご付消防ポンプ自
動車などの事業分の6億4,300万円、これと一緒に申請をすることになるのかと思ったのですが、この見込みなど、
現時点でわかっていることがあれば、教えていただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

下水道事業分については水道局から答弁いたしますが、過疎債につきましましては1次と2次の申請がございまして、

消防ポンプ車につきましては、今、2次分の申請を予定しております。実は過疎債枠2,700の中にハード枠とソフト枠というのがあって、今後、そういった中での調整も出てくるのかというふうに思っております。ですから、今の段階でもう2,700となっていく状況の中で、ほかの団体における不用額がどのぐらい出てくるのかとか、そういったことも勘案した上で国は御判断をされるのだと思いますけれども、今の段階でなかなかその見通しを示すことは難しいところではございます。

○(水道)総務課長

下水道事業分につきましては、過疎債が留保になりました。これにつきましては、北海道から通知が来ておりまして、その中で留保の理由と今後について触れられておりますので、この通知に基づきまして説明させていただきます。

最初に、留保の理由ですけれども、国は1次分を留保した分については2次分で配分する方針であります。配分される確証はないため、元利償還に対する交付税措置が16パーセントから44パーセントと、他の起債より措置率が高い下水道事業債分を留保することとしたものであります。

また、今後につきましては、今回留保した下水道事業につきましては、1次分で下水道事業債を50パーセントの充当率で要望しているため確実に財源を確保する必要があることから、2次分で下水道事業債100パーセントの要望を行われたい旨も通知で述べられています。このため、現時点では、今後、下水道事業債100パーセントで2次の起債申請を行うことになろうかと思っております。

○千葉委員

してもいいけれども、もしかしたらだめかもしれないという、何か危ないようにも聞こえたのですが、過疎地域になってからいろいろな理事者の方から過疎債を見込んでいるというお話が多々あり、病院に関しても過疎債を見込んでいる、学校に対しても見込んでいるなどという中で、今回このような留保という形で、私としては驚いた思いもあったので聞かせていただいたのですが、やはりこういうことが今後もあるかもしれないということを見ると、本当に心配事が増えてくるというふうに思っております。

実際に、下水道事業、2億5,800万円の過疎債がもし認められなければ、下水道事業としてすべてきっちりと事業を行えるという前提であるのかどうかについても確認させていただきたいと思っております。

○(水道)総務課長

過疎債が認められなかった場合なのですけれども、その場合は先ほど申しあげましたように、下水道事業債で措置されることになります。水道局としては影響がないのですけれども、一般会計では、過疎債のほうが交付税の措置が高く、それに比べますと下水道事業債の交付税措置は低くなっておりますので、水道局には影響ありませんけれども、若干そういう面では一般会計での影響があるのかと思っております。

○千葉委員

影響のある一般会計の財政部に伺いたいのですが、今いろいろと答弁を伺っていくと、過疎債のことをいろいろと見ていくうちに、やはり総合計画の中で過疎計画を立てられて、そういった中で大きな事業があるという御答弁をいただいております。先ほど、市立病院の統合新築に関してとか、小学校校舎の耐震や改築、また市立保育所の整備、学校給食共同調理場の統合新築ということで、たぶんそれぞれが過疎債を見込んでいる事業なのかというふうに認識をしております。現時点でこれらすべての事業費が幾らぐらいで、過疎債をどのぐらい見込んでいるということがわかる事業などがあれば、各部局ごとに教えていただきたいと思うのですが、突然で申しわけないのですが、まず、市立病院の統合新築に関して、大体どのぐらいの事業費と、過疎債はどれぐらいの額を見込んでいるのか教えていただきたいと思っております。

○経営管理部長

病院事業会計ですが、あくまでも基本設計の段階で示した事業費に基づきますと、128億円の起債のうち約半分で

ある64億円について過疎債を投入する予定でございます。

○千葉委員

次に、小・中学校の校舎耐震化や改築と、学校給食共同調理場をまとめてお答えいただいて、次に、市立保育所についても、もしわかれば教えていただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

済みません。わかりません。

○千葉委員

過疎債は、小樽市の財政にとっては非常に使い勝手がいいというか有効で、国のかさ上げもあり、ハード、ソフトの両方に使えるということで、非常に有効な起債だとは思っているのですが、予算を組み立てる段階で過疎債が使える見込みの量がわかっているのかどうか非常に疑問だったのです。今お聞きしても、では来年度に幾ら見込みがあるのかということがはっきりしなければ、その翌年度の予算は、どういうふうに組み立てられるのかという懸念があって伺ったのですが、過疎債の見込というのはいつ時点で予算組みできるのかということについて、財政部でわかれば教えていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

過疎債につきましては、総務省が策定する地方債計画の中に計上された金額の範囲内で導入されるということになっておりまして、地方債計画につきましては、大体年末から年明けの12月、1月ぐらいに国から示されておりまして、ですから、そういった中である程度の計画額というものがありますが、ほかの自治体がどのぐらい借りるのかといったこと等については小樽市ではちょっとわかりませんので、その枠が決まったから、本市としての過疎債を活用した事業を決めるということではなく、一つの目安として示されるのが12月、1月ころに出される地方債計画で、その中で全国の枠が示されると。

過去の例を見ていきますと、平成20年度、21年度、22年度と、今、手元に資料があるのでありますが、ほとんどが計画額よりも発行額のほうが大幅に下回っている状況があります。23年度がこういう状況になったのは、久しぶりというか、昔は何かちょっとあったというふうに聞いたこともありますが、今まではあまりなかったような状況ですので、今後、国が今回のように過疎債の限度額枠がいっぱいになってしまったということ踏まえて来年度どういうふうに組まれるかということ、そういったことについて十分注視していきたいというふうに思います。

○千葉委員

平成23年度は過疎債が見込まれなくなってしまって、事業を見直さなければいけなくなったという自治体もあったように聞いているものですから、もしそれを前提とした予算を組んでいるとすれば、今回は下水道事業分だけということで、その一部事業におさまっているのだから、そんなに大きな影響はないのかと、先ほどの御答弁で感じましたけれども、これが来年度以降どうなるかはわからないという状況であれば、それを見込んだ予算を組んで、実際になってみたら全く出なかったとか、今後、そういうことが懸念されるとすれば、小樽市の財政にとっては非常に大きな問題かというふうに思っています。

◎事業評価について

財政についての質問の中で、事業評価についても質問させていただいたのですが、先ほど財政部から聖域なく見直していくことも必要になるという答弁もありました。事業評価等を進めることが必要だということで質問をさせていただいた中でも非常に難しいということで、「今後は『選択と集中』により事業を推進していく必要があることから、本市の特性に応じた簡素で使い勝手のよい評価システムの導入が必要であると考えているところでありま

り今そこに踏み込まなければ本当の意味での歳出削減は難しいのかと思っております、これを全部やるというのは難しいのではないかと思います、分野別だとか、そういう考えの下で早めに進めるというお考えはないのかどうか、企画政策室としての今後の進め方についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

事業評価、行政評価などと言われておりますが、それに関連して答弁いたします。

本市の場合、平成12年、14年、18年と、これまで3回の試行実施をしております。特に直近の18年度につきましては、事務事業評価、それから施策評価、そして政策評価という、施策・政策の3階層にわたって、すべての事務事業について評価を行ったところでございます。

ところが、実際非常に膨大な作業でございまして、全部を対象としてやっているのですが、その際やはり難しかったのは、第1には評価指標、いわゆる事務事業の物差しとなる評価指標をどのように設定するのか。これは各事務事業によって全く変わってきますので、それをどういうふう設定するか。それから、さらに評価指標を設定したとしても、例えばAという事業とBという事業を相対評価しなければならない、その指標自体も違うという場合、どちらに優劣があるのかということでも引っかかってくるわけです。

さらに、その際には評価の担当部局と原課で長い月日をかけて膨大な資料をつくるわけですが、それをつくったわりには、評価結果が出てこなかったということになりまして、そこで試行実施が終わっている形になります。

現在もいろいろな自治体で行政評価を行っておりますが、中にはもうやめてしまったところもございますし、若しくは例えば新たに目標をつくって、それについて1年間そういう政策の評価をするという新しい取組、それから最近であれば、国が行っております事業仕分けという方向にするとか、いろいろなやり方があるのです。本市の場合、今、ずっと議論になっておりますとおり、やはり厳しい財政状況でございまして、事務事業の減量化・効率化などに向け、評価結果を活用するようなものということで、財政部局と一緒に検討しております。例えば、すべての事務事業を対象というのはなかなか大変なものですから、一定の分野、例えば観光に絞る、産業に絞るというやり方もございますし、それを各年度でやっていくというやり方もあるだろうと、それから若しくは業務、仕事に着目して組織を見直すというようなやり方もございます。あるいは団体、公益法人などに絞るやり方もございますので、その辺の本市に一番ふさわしい、簡素でなるべく組織の負担にならないようなやり方を研究しておりますので、もう少し時間をいただければと思っております。

○千葉委員

◎市営住宅の住み替えについて

次の質問に移らせていただきます。

代表質問で市営住宅について伺いました。確認の意味で若干伺いますが、まず、市営住宅の特定目的住宅の戸数についての御答弁で、特定目的住宅の戸数の拡大については、市営住宅の総数に対して3割程度の水準に引き上げること小樽市住宅行政審議会において決定をしたということでございました。私としてはその3割というのが何を根拠にされているのかということと、その考え方というのを伺いたいと思います。

（建設）小林主幹

市営住宅に占める特定目的住宅の管理戸数の関係でございまして、平成14年5月に住宅行政審議会が開催されました、当時、特定目的住宅の待機者が多く、特に高齢者が多いということで、その解消を図るために、比較的生活の利便性のよい住宅、例えば新光Bとか新光C、それと桜A、こういった特定目的住宅が配置されていない住宅、あるいは配置されても戸数が少ない住宅の見直しをかけまして、当時103戸を指定しました。現在入居している一般の方が退去した後に空き家となりますので、次の方が入るときには特定目的住宅の入居者ということで、順次増やしていくということで進められております。あわせて、14年度以降の新設及び建替えの住宅についても管理戸数の3割程度ということで今後進めていきたいということで決まっております。

3割の根拠につきましては、14年4月末現在で管理戸数3,500戸に対しまして、当時、特定目的住宅が892戸、割合にしますと25.5パーセントでありました。それで、当時380戸程度の待機者がいる中で、これを解消するというところで、103戸にいたしまして、100戸程度増やすということで、995戸となっております。その割合が28.4パーセントということで3割程度を確保して進めていく、このようになったものと考えております。

○千葉委員

その当時のニーズに応じて水準を3割程度に引き上げることを決定したという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）小林主幹

その当時の管理戸数と待機者の動向を踏まえて決定したものと考えております。

○千葉委員

なぜ3割を目標にしているのかという理由がなかなか見えてこなかったものですから質問させていただいたのですけれども、住宅行政審議会で話された時期から10年近くなることもあるものですから、現在の特定目的住宅のニーズなどもかんがみいただいて、今後このままの水準でいくとか、また増やすのか、またさらに細かいところでより配慮していくのかというところで、変更も検討していく必要があるのではないかとこのように思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

高齢者とか身障者、居住の安定を図らなければならない方々の住宅の確保ということで、3割を目指して今後やっていきたいと考えております。

○千葉委員

あまり3割にこだわらないでやっていただきたいというふうに思っております。

次に、市営住宅の公募による住み替えについて、障害の程度が急に変わった方が住み替えを希望する場合についての質問をさせていただきました。市営住宅には公募によらない住み替えと公募による住み替えがあるということで、その条項によると、現在入っている市営住宅のエレベーターがあるなしで申込みできる住宅が制限をされているというところに私自身は納得がいなくて質問をさせていただいたのです。今、エレベーターのない市営住宅に入っていようと、エレベーターがある、またバリアフリーの住宅が必要であるのに、公募するときには、今、住んでいるところにエレベーターがないから、そこにしか申込みができないという、この条項はどうしても納得がいけないのです。それで一応、検討してくれるという御答弁でしたけれども、どのように検討をしていただけるのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

○（建設）小林主幹

今、委員からお話がありましており、公募による住み替えと登録の住み替えがございまして、身障の程度によりまして配慮していかなければならない点がございまして。そういった部分で各市の状況を調べながら、前向きに考えていきたいと考えております。

○千葉委員

前向きがブームみたいに前向きという答弁をいただきましたが、これは本当に切実で、どうして今住んでいるところにエレベーターがない方で、そういう住宅が必要なのに応募の段階でそれを閉ざしてしまうというのがどうなのかというふうに思っておりますので、状況に大きな変化がある障害者の方々の間口をぜひ広げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋委員

ちょっと気になった点が2点ありましたので、放課後児童クラブと奥沢ダムの件について、簡単にお聞きしたいと思ひます。

◎放課後児童クラブの障害児の受入れについて

先ほど中島委員から、放課後児童クラブの障害児の受入れについて、るる質問がございました。実は私も二人の方から直接お話を伺って相談を受けております。何とか6年生までという保護者の気持ちは本当に痛いほど理解できるところでございます。先ほど示された3点のハードルがあるというのも理解しております。先ほどの教育部参事の御答弁は、私は一歩踏み込んだというふうに思っているのですけれども、教育委員会として、放課後児童クラブの障害児の受入れについてテストケースもあったかと思うのですが、それ以降、一歩踏み出して考えているのだと、今はそういう方向で進んでいるのだという受止めでもよろしいかどうか、この1点だけを確認したいと思います。

○教育部参事

先ほども少し申し上げたのですけれども、平成20年に一定程度、議会でも議論をいただき、21年度から4年生までといたしました。繰り返しません、当時議論した3条件として基本的に私どもの頭の中にあっただのは、私どもが管理している市内の小学校で開設を想定した場合に、この三つの課題がなかなか全体としてクリアできないという、そういった中で4年生までという一つの線引きといたしますか、1年は延長するけれども4年生までという判断をしたところですよ。

今回、今、委員も言われましたけれども、私どもが直接話をお伺いしている中に、聾学校に通われている児童がいっぱいいます。それで、聾学校を想定しますと、先ほどから申し上げています三つの条件うちの一つ半といたしますか、二つといたしますか、クリアできるところが現実にあります。それは私も思います。具体的に言えば、施設の面がありますし、もう一つは、やはり子供集団のつくり方で他の学校と聾学校では違う部分がございます。

ですから、私どもも今までも持っていた三つの課題だけで説明することは無理だと思いますし、説明される相手の方もやはりそこでは納得されていません。そういった意味で、一つの違う条件が生まれているということで、もう一度検討しなければならぬだろうと。ただ、裏と表みたいなのでもして、先ほども申しましたけれども、聾学校は北海道教育委員会の建物というか、所管している施設なものですから、これはやはり北海道教育委員会ともいろいろな角度から相談しなければならないだろうというふうに思っています。そういう意味から、一定程度の時間は必要になるわけですが、現状で全然できませんということはその方もそういうやりとりではなくて、今言ったような内容で教育委員会としてもいろいろな課題のクリアができるかどうか、そのことについて検討させていただくという、現状はそういうことで考えているところであります。

○高橋委員

いずれにしても、できる限り保護者の立場に立って少しでも考えていただければありがたいというふうに思っていますので、その検討の内容がわかりましたら、また教えていただきたいと思います。

◎奥沢ダムについて

もう一点、奥沢ダムですけれども、我が党の代表質問で千葉議員からもこの件についての質問がありました。

ダムの雰囲気を残すということで、私もいろいろと考えていたのですけれども、これは一つの考え方なので検討できるかどうかわかりませんが、水道局長が言われていたように、流入する川の水は当然勝納川に流さなければならない。それは当然だと思います。それを前提として、あのダムの湖面というか、水面の面積を小さくして、取水する塔と橋の雰囲気を残して、なおかつ水深も土砂等で埋めて浅くして、要するにダムの堰堤にかかる力を軽減させるという意味で、そういうことで考えれば何とか残せるのではないかというふうに思っているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○水道局長

今の御質問は、貯水池の水位を浅くするというか、逆に言えば、底を埋めるという言い方がいいのか、そういう対応で水圧を軽減するといいますか、水深を浅くすることかと思っておりますけれども、水深がどうであれ、やはり水をためることになると、ダムの許認可ということになります。それで、とりあえず今のV字カットの措置を講

ずるということは、再度その堤体のV字を埋めればいいというものにはなりません。それは御理解いただきたいと思えます。

基本的に堤体に手をかけますと、根本的に再度どうするかという議論になります。その中で、いろいろな意見も出てくることになろうかと思えますけれども、今後北海道とも打ち合わせながら、市民ニーズとそれから今の財政も含めた資金的な部分とか、なんとか接点を見いだして、市民合意を得ながら、跡地をどうしていくのか検討していきたいというふうに私としても思っております。

それが今年度中にどこまでいくのか、来年度になるのか、今のところ時間軸は非常に不透明でございます。水道局としては、V字カットをする工事すらも非常に大変な工事になります。本日もコンサルと詰めておりますけれども、これにもいろいろな課題があります。約5万立方メートルぐらいの土を2か月で動かすという冬期間の工事、これは非常に土木工事としても大変な工事になります。そういうものを安全にスムーズに進めることに、今、全精力をかけているということは御理解いただきたいと思えます。

○高橋委員

大変なのは、よく理解しております。私が言いたいのは、要するに存続を前提として何とか考えてほしいと、そういう選択肢を広めてほしいということなので、最終的にどうなるかというのはまだわからないと思えますけれども、十分にその議論の過程だとか、例えば道や国との協議だとか内容は議会にぜひ示していただきたいと思えますし、我々議員の議論の反映もぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎学校適正配置後の跡利用について

では、次の質問に入ります

昨日、冒頭にPRE戦略の導入についての質問をさせていただきました。その導入部といいますか、要するに検討会議については市長にも前向きに考えていただけるということで、一安心をしたところでございます。

それに関連してですけれども、本市の公共不動産の問題点、課題をいろいろとお聞きしました。学校の適正配置後の跡利用問題ということで、これについての御答弁が抜けていましたので、まず、これについて確認したいと思いますけれども、これについてはこの部分だけの検討会議というのがあるように伺っておりますけれども、その件について概略説明をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

学校跡利用の検討会議についての御質問ですけれども、本市としては、たしか平成14年、前回の中学校の適正配置の前に学校跡地利用検討会議という会議を設置しております。メンバーは副市長以下関係部長、それと、その会議の下に関係課長による検討部会を設置しております。

○高橋委員

時間がありませんので、この件は次回に移したいと思えます。

◎不動産カルテについて

一つだけ、私が提案しました不動産カルテについて、これは何回か議論しなければならないと思うのですけれども、これについて必要だという共通認識はわかりました。市長も必要だという御答弁でしたし、財政も総務もそういうふうに思っているということだと思えます。

それで、毎年いただいております財産内訳書があります。私は、いつも思うのですけれども、どこの土地がどういう用途地域で何のために使えるかというのが全くわかりません、これを見ても、恐らく市長も、これを見ても判断できないと思えます。そのためには、施設カルテのようにどういう土地なのか、どういう用途地域にあるのか、道路に接しているのか接していないのかということも含めて、一連の内容がわかるもの、私はそういうたたき台が必要だというふうに思っております。それで、この不動産カルテについて施設カルテはあるということですから、また別な機会に確認させていただきたいと思えますけれども、学校カルテ、施設カルテ、要するに施設についてはカ

ルテがあると。しかし、土地については財産内訳書しかありませんということなので、一つの部署で、財政部だけでつくっても無理だと思います。ですから、昨日提案したように、全庁横断的にそういうことを検討できるテーブルをまずはつくってほしいという趣旨の質問をさせていただいて私の質問を終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、一般質問でも御質問のありましたPRE戦略について、全庁的な会議、また検討するためのテーブルを設置すべきだという御意見でありますけれども、本会議でも答弁させていただきましたけれども、現在このPRE戦略の前に地籍調査に向けての検討、それと御質問にもありましたけれども、GISについて、この3者のかかわり合いがあるといえますか、重なっておりますので、この検討会議の設置についても、現在、先行しております地籍調査の検討会議の中で、まずはPREについても調査検討を進めていきたいというふうに考えております。

○総務部長

高橋委員のお尋ねは、不動産鑑定をつくっていく上で、それぞれさまざまな職場にかかわっていくわけですから、全庁的な会議といえますか、組織体をつくってはどうかという御質問と思いますけれども、確かに全庁的に見ますと、多くの不動産を抱えておまして、それぞれの職場がそれぞれ管理しているという実態があるわけですから、各職場の庶務担当課長とも話し合いながら少し検討させていただきたいというふうに思います。

○高橋委員

非常に物足りない御答弁です。この件についてはまたいろいろな場面でしっかり議論をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 42 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○林下委員

◎政治資金規正法違反事件に関する調査報告書の市長の見解について

政治資金規正法違反事件に関する調査委員会から調査報告書が出されまして、市長に対する提言や、我々議会に対する提言、そして組合に対する提言など、かなり幅広い提言が行われています。議会の調査特別委員会の議論とも一致するところもありますが、私としてはちょっと認識が違っているのではないかなという思いもありますけれども、やはり法律の専門家がいろいろな角度から議論をしてきた経緯だとか、あるいは外から我々を見る目としての評価として謙虚に受け止めなければならないかという部分もあります。

それで、この報告書を市長としてどう受け止めておられるのか、まずその御見解を伺いたいと思います。

○市長

私といたしましても、今回の第三者委員会から報告をいただきまして、その中にあります提言であるとか、御意見であるといったことについては大変重く受け止めているところでございます。再発防止に向けて、やはり一日も早く取り組んでまいらなければいけないというふうに思っておりますし、市民の皆様に対しても一日も早い信頼回復のために努力していく、そういう気持ちでいっぱいでございます。

○林下委員

再発防止と信頼回復という意味では、私どもと認識が一致しておりますので、今これからいろいろと再発防止に向けた意見の取りまとめなどについても頑張っていただきたいというふうに思います。

◎新市立病院の起債の同意に対する市長の感想について

次に、新市立病院の建設に向けた起債も認められたということで、新聞などでも大きく扱われておりますけれども、先ほど来議論があるように、不良債務の解消だとか、あるいは一般会計からの繰入れの問題だとか、いろいろと困難な問題もやっと乗り越えてここまで来たのというふうに私たちも実感をしておりますし、3月着工、2014年開業ということで、いよいよスタートしたという感じを受けています。

それで、新聞に並木局長のコメントが紹介されておりましたけれども、私の感じとしては、やはり新市立病院の開院に向けて、市長をはじめ市役所全体のすべての部局がしっかりと一致協力してフォロー体制をつくっていただくということが非常に大事な場面だというふうに思っています。

それで、起債が認められていよいよゴーサインが出たということを踏まえて、まず、市長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

○市長

今、林下委員がおっしゃるように、9月12日付けで北海道から、新市立病院の実施設計に係る起債の同意等予定額の通知があったわけでございます。これは新市立病院建設に向けて事実上ゴーサインが出たものと、私はそのように感じているところでございます。

これまで、さまざまな病院に対する取組では、議会での議論など、皆様には本当に御苦労いただいたというふうに思って感謝しているところでありますけれども、今回の道からの話はその結果であると、私としてはこのように思っているところでございます。

この後、今月末になりますけれども、北海道に今回の起債の認可申請を行う予定でございます。それに基づいて9月末までには道から起債の正式な許可ということで、御返事をいただくことになると思います。私自身、今回の市長選に当たりまして、新市立病院の建設については公約の最初に掲げているところでございまして、何よりも地域医療の充実、それから市民の生命と健康といったことを守るためにも、何としても予定どおり平成26年度中の開院に向けて、今後とも全力で取り組んでまいりたいという思いでいっぱいでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○林下委員

◎新市立病院の交通の利便性について

新市立病院の関係では、青写真の段階から私もいろいろと意見を申し述べてきましたけれども、例えばバスの発着などのことを考えますと、とりわけ非常に限られたスペースの中で、できれば市内はもとより後志の地域からも小樽の市立病院を利用していただくということで、そのスペースを十分に確保してほしいということを今まで訴えていました。現状での考え方について、事業者からもいろいろ御意見があると思うのですが、どのような状況になっていますか。

○（経営管理）松木主幹

今、委員から御指摘のありました新市立病院の敷地の中にバスを乗り入れるということにつきましては、双葉高校側の道路、いわゆる住吉線側のほうに主要な出入口を現在計画してございますけれども、その道路側の前面の空地は非常に奥行きがなく狭いということです。それから、また、今回の敷地は、4面のうちの2面しか道路側に接しておらず、そして1面は斜面になってございます。そういったことで、現在は、先ほど答弁いたしましたように、住吉線側のほうに車の出入り、人の出入り、救急の出入りといったものをすべてそこに置いてこななければいけないものですから、その中にバスの乗り入れ等をやるということは物理的にも非常に難しいという判断をして、今回、

バスの乗り入れについては計画をしてございません。

ただ、このため、外来患者がどういう形で利便性をとるかということにつきましては、今、市内の本線以外に、ばるて築港線が約20往復してございまして、小樽駅から来る場合のバス停が、現在、旧看護宿舎前にございます。そういった場合におきまして、今ですとバス停から横断歩道を2か所ぐらい経由してこなければいけなくて、距離も結構あるのですけれども、現病院と量徳小学校との間のいわゆる大通線という部分の中でバス停を新設してもらって、それから病院のほうに屋根つきの通路などを設けて、直接病院に入ってこられるような、今、そういった計画をしてございます。そういった中で、公安委員会との事前の協議ではおおむね了解を得てございまして、現在、バス事業者はその辺の打診をして、今後、バス事業者がよろしいということであれば、詳細な設計に入って、その辺にバス停を設けることによって利便性を確保していきたいというようなことも考えてございます。

○林下委員

私は、以前に札幌市立病院のイメージでバスの始発と終点を構内にとめるスペースなどもできればという話をしたのですけれども、結果的になかなかスペースがないと。それで、例えば敷地の外周をぐるりと一回りしてUターンするような設計もかなり難しいという判断ですか。

○（経営管理）松木主幹

今、答弁いたしましたとおり、現病院と量徳小学校の間の大通線のほうにバス停を新設する計画です。通路をつくってそこから直接病院に行けるような形を今は考えてございまして、それで利便性を確保していきたいというふうに考えてございます。

また、一応、4周のうち2周しかございませんので、道路に面している部分が。そのほかのバス停については、逆に築港から小樽駅に行く上りのラインにつきましては、現在、現小樽病院の駐車場のあたりにございますけれども、それについてもその位置が適当なのかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。ただ、バス事業者のこともありますので、その辺はバス事業者とよく打合せをさせていただきたいというふうに思っています。

○林下委員

いわゆる公共交通を確保するという意味で、済生会小樽病院も築港地区に病院を移す計画をされているようですが、最終的にどこに病院を建てようとも、実は公共の足を確保するのは大きな課題になっていて、今、済生会も事業者にもいろいろと検討してもらえないかと言っておられるというのです。道路の改良なども含めて築港地区について、これは建設部の担当なるのかもしれませんが、市にも何かそういう相談は済生会から来ておりますでしょうか。

○建設部次長

築港地区に済生会病院が建設されるに当たって、あの地区は、築港地区の地区計画という一つ網がかかっている地域でございましたので、済生会が移転するという位置を決めるに当たって、計画段階から地区計画における規制等々あるいは道路の利用者あるいは救急車等々の乗り入れ等についての考え方とか、そういった基本的なことの相談をずっと受けてきておりました。ちょっと定かでないですけれども、そういう意味ではある程度計画が固まりまして、たしか確認申請も出されたというふうに聞いておりました。

○林下委員

私どもとしても、やはり市民の利便性というものを最大限確保する意味で、今、病院から答弁があったように、十分なスペースがないから今のある既存道路を活用していくという考え方で事業者の理解も得たいというお話だと思うのですが、建設部としても例えば今の既存の道路をバスが往来することになれば、隅切りだとかいろいろ要望が出てくるかと思うのですが、それらについては何かお考えはあるでしょうか。

○建設部次長

今の段階で、具体的に済生会から道路等について市には具体的な要望は来てございませんけれども、今、実際に

計画がまとまりましたので、今後ひょっとしたら、委員からお話のあった道路の低下だとか、いろいろな形で相談があるものと思っていますところでもあります。

○林下委員

私が今聞いたのは、特に新市立病院の関係で言えば、現在の市立病院の場所を結果的にバスが右折をして入ってくる形になると、大型バスだと非常に曲がりづらいのではないかと思うのです、私の想像なのですけれども。そして、新市立病院のほうに入っていく場合に、ロードヒーティングの問題や、道路付近の問題などが考えられるのですけれども、その点についてどのようにお考えかということをお聞きしたいのです。

○建設部長

今、委員から質問のあった新市立病院の交通環境の関係ですけれども、これについては例えば横断歩道の位置ですとか、ロードヒーティングなどについては、病院局と打合せをしております、車道の幅がないものですから、バスがとまると車の通過、交通に影響を与えることもあるものですから、バスレーンの設置などということについても打合せをしているところでございます。

また、患者の利便性を図るために、建設部としてもできる範囲の中で、利便性を図るような施設については整備をしたいというふうに考えてございます。

○林下委員

ぜひそういうことで、市民の利便性を確保していくという意味で努力をしていただきたいと思います。

◎南小樽駅のバリアフリー化について

次に、南小樽駅のエレベーターの設置についてですが、ほかの会派の議員からも御質問があり、私も前に伺ったことがありますけれども、実は以前から地域住民からの声が非常に上がっておりまして、いろいろと前からお願いをしてきたのです。もちろん事業主体は JR ですから、なかなか難しいとは思いますが、市民の声を踏まえていろいろと考えると、新市立病院の開業に合わせて何とか駅のバリアフリー化をできないものかということで、JR の専門の方々にもいろいろとお話を聞いてみましたが、駅そのものの改造が必要になったりいろいろなことがあるようで、どうしても行政のサポートが必要だというふうに思うのです。以前からそういう意見があつて、議会でもそういう議論がされておりましたが、建設部として JR との折衝など、これまでの取組と今後の進め方について聞かせていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅のバリアフリー化についてでございますが、JR と打合せを行いました。JR のお話では、バリアフリーの基準が変更され、1 日の利用客が従前の 5,000 人から 3,000 人になったと伺っております。それに伴いまして、道内の対象駅が 10 数か所追加されたということで、現在、その各駅の調査、分析を行っている最中で、駅ごとの整備時期についてはまだ検討できる段階ではないといったお話でございます。

まず、管理者である JR 北海道がバリアフリーの計画を立てて、その中で地元で何ができるかといった順番で調整していくことになろうかということで今は考えております。

○林下委員

最近、いろいろなお話を伺っていると、銭函地区の人は札幌の病院を利用している人がかなり多いということもありますから、小樽市として新市立病院が建って小樽市内全域からの利用を考えると、南小樽駅のバリアフリーを進めていただくことが非常に大事だと私は思っています。事業主体が JR であるということは紛れもない事実だからわかるのですけれども、むしろ新市立病院が建設されるタイミングを失ったら、なかなか JR もバリアフリー化に向けた動きというのは難しいのではないかと私自身は思うわけでありませう。

それで、いろいろと調べてみますと、国土交通省の基準も、今までは 5,000 人が基本だと言っているのですけれども、地域のいろいろな特徴などがあれば、必ずしも利用者が 5,000 人を超えていなくても検討していただけるような

ので、やはりそれは小樽市の働きかけが一番大きな要素になるのではないかというふうに私は受け止めるのですけれども、その辺の受止め方というのはどうでしょうか。

○建設部次長

南小樽駅のバリアフリー化でございますけれども、課長からも答弁いたしましたように、今、国の基準が5,000人以上から3,000人以上に変わっておりますので、当然、南小樽駅はそれに該当するというので、私たちとしても、南小樽駅のバリアフリー化については、従前よりいろいろなところからお話をいただいていることもありまして、課題としてとらえているところであります。

しかしながら、委員も御承知のように、ああいふ地形なものですから、簡単にエレベーター、エスカレーターをつけるにしても、3階、4階、下手したら5階建てぐらいのビルにエレベーター、エスカレーターをつけるような話になります。そのほかに駅舎の改築だとかということも当然出てきますので、ちょっと額はわかりませんが、相当な金額になるだろうというふうには想定をしているところであります。

そういった意味では、これまでもそうですけれども、これからはJ Rと連携をとりながら、お互いに情報交換しながら、どういったことができるかということについて、今後も一緒に協議をしまいたいというふうを考えているところであります。

○林下委員

非常に難しい課題であることは私もわかっているのですけれども、やはり積極的に小樽市としてアプローチをしていただいて、何とか開院に間に合わせていただければというのが希望ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽駅周辺の交通体系について

それと、今、J R小樽駅前の広場については、なかなか混雑が解消できないと。歩行者と車の分離も非常にうまくいっていないというようなことで、前々から私もこういった場で皆さんの努力をお願いしたのですけれども、ちょうど今、J R小樽駅はリニューアル工事をしておりまして、コンセプトも小樽のまち並みを意識した非常にレトロ調なものを再現していこうということでやっています。ちょうどこれから、タイミング的にも非常にいい時期だというふうに考えておりまして、私の記憶では、駅前広場の利用に関して、当時の国鉄と建設省が協定をつくりまして、その公共的な利用についての協定みたいなものが実はあったと思うのです。それで、それに基づいて小樽駅の今のターミナルが設計されたというふうに私は思っているのですけれども、それがJ Rになっても法律的にはその協定はそのまま生きているのではないかと。その協定がつくられたという歴史はかなり古いのですが、そういうものが全部継承されていると思うのですけれども、今の駅前広場の土地所有権とか、そういった区分がどういう形になっているのか、その点についてお聞きします。

○（建設）まちづくり推進課長

駅につきましては、今は7,400平方メートルの土地がございますが、小樽市とJ R北海道の所要区分といいますと、小樽市が4分の3でJ Rが4分の1という形の所有となっております。

○林下委員

市が4分の3ということは、もう相当な面積が小樽市の土地だということで考えますと、中央バスが主に利用している今のターミナルだとか、そういう部分のほとんどが小樽市の管理区分というような解釈で理解していいのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

4分の3のラインが明確にちょっと図上でわからないのですが、今の中央バスのターミナルの山側あたりにそのラインがあるということで認識しております。

○林下委員

いろいろな歴史があることで、私の当時の記憶も定かではないのですけれども、たしか中央通ですか、ちょうど運河に真っすぐ下っていく道道から小樽駅に向かって所有区分だとか公的な建設省との見解だとかそういうのがあって、そういう区分がはっきりしたものがたぶんあると思うのです。私も記憶が定かではないですが、いずれにしても、今、土地の所有区分からいけば、小樽市がかなり主張できることがあるのではないかと思います。けれども、今のままだと、JRとしては何も困らないからこのままでいい。しかし、どうしても歩車道の区別が非常に悪いとか、事故の発生があるとか、あるいはバスの発着に不便を来すとか、例えば地方から来た観光客が小樽駅はどこに車をとめたらいいのかとか、あるいは小樽市民でも小樽駅に車きたらどこにとめたらいいのかということで、しょっちゅうトラブルが起きている。それで、何とかそういう通行区分とかそういうものを改善してもらえないかというのは、長い間の懸案だったのです。JR自身は何となくそういうことに関していえば、それは市の問題だからみたいな感じでどうも積極性がないものですから、やはりここは市に動いてもらって、JRと協議してもらって、言ってみれば観光都市小樽の玄関口ですから、何とか改善できないものかというのが私が長い間主張している基本的な部分なのですけれども、その点について、まちづくり推進課として、現状のままではやはりまずいという認識はおありですか。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽駅前につきましては、現状、今、委員がおっしゃったようにJRバス、中央バス、それからタクシー、自家用車などが乗り入れて、また中央に横断歩道が通ると非常に輻輳した状況でございます。こういった状況で非常に課題があるということで、これまで本当にいろいろな検討案、改善案を考えてきましたが、すべてを解決するといった案はまだ見いだせておりません。

今回、小樽駅のリニューアルに合わせてJRとも協議いたしましたいが、今回のリニューアルに関しては、バスレーンが一つ必要なくなるというお話で、そういった中で廃止をするということは聞いております。その中で、今後、中央バスと市が、そういった情報があればお互いに共有して、何とかそういった小樽駅の問題について解決していこうという話はしております。ただ、今、申しましたように、JRだけが問題ではなくて、中央バスであったり、タクシーであったり、いろいろなところが関係しておりますので、そういったところの理解を得ながら、具体的にはどういったものかというのは申せませんが、そういった理解を得ながら解決策を検討していきたいということで考えております。

○林下委員

私は基本的に駅前広場というのは、ぐるりと回るロータリー方式で利用できるのが一番安全だし、利便性もいいのではないかとということで、何回かそういう話をしているのですけれども、どうしても歩道の必要性とかということで、なかなかそれが解決できなかった。今、中央バスが使っているターミナル自体も市の所有物だという認識を私はしていたのですけれども、例えば、それも駅側にターミナルを集中すれば、そういうロータリー化も可能だということ、それは専門家の皆さんもいろいろと検討する材料はいっぱいあると思うのですけれども、そういうことがもし可能であれば、例えばターミナル法に基づくバスターミナルの建替えだとかも含めて、非常に利便性は高くなると思うのですけれども、そういうところまでの検討にはちょっと及ばないのかという点でちょっとお聞きしたいと思っております。

○（建設）まちづくり推進課長

まず1点目ですが、中央バスのターミナルは中央バスのものです。それを市有地に占有しているといった状況になっています。その使い勝手については、今、委員がおっしゃったように、ターミナルとか、ロータリー方式とか、いろいろな案は考えております。ただ、やはり中央バスの使い方もありますし、それぞれの使い方、利用の仕方をもう少し調整して、それで解決策というか、改善策というのを、今、検討しているということでございます。

○林下委員

例えば、今、市有地に占有しているということだとすれば、結果的に有料で使用されているのかどうかはわからないのですけれども、もし有料で使われているのだとすれば、例えば JR 側に移しても、そこでお互いに話し合いで使用料を取るのであれば、中央バスとしても非常に利便性もよくなるし、いいのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○建設部次長

小樽駅前広場については、お話がありましたように、いろいろな問題があるということで、我々も関係機関と協議をさせてもらいながら、何とか改善策がないか検討をしているところでございます。基本的にあそこの駅前広場は7,400平方メートルありまして、そこにバスターミナル機能だとか、あるいはタクシープールだとか、あるいは送迎の車だとかといったすべての機能を盛り込むことは、何度検討しても物理的にも無理なのです。それで、基本的にはどこかの機能をどこかにやらない限りは、今の中だけでは解決しない問題となっています。そういった意味で、私たちも小樽駅の駅前広場にある駐車場ではなくて、横にあります駅横の駐車場だとか、極端な話、第3ビルも再開発しましたけれども、第1ビルの再開発だとか、そのように大きな考え方を持っていかなければ根本的な駅前広場の改善はできないという状況になっているというふうに認識しています。

そういったことで、今の広場の中で、例えば中央バスのターミナルを移すにしても、それはもう恒久的な移し方ではなくて暫定的な移し方にしかならないということになりますと、本格的に解決するときにもう一回やり直さなければならないという問題も出てきますので、基本的に今の機能をすべてあの中で解決するような整備は難しいというふうに思っています。そんなこともありまして、暫定ではありますけれども、そこまで大がかりにしなくても、その課題が全部解決できないにしても、少しでも解決できるような、もう少し小規模な解決策というのがないかということについて、今、具体的に検討をさせていただいているという状況でございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎小・中学校のホームページについて

まず、小・中学校のホームページについて伺います。

現在、小・中学校のホームページは、インターネットエクスプローラーでしかきちんと見ることができない現状にあります。ファイヤーフォックス、グーグルクロムなど、ほかのブラウザでは文字化けしてしまって、その都度エンコードを変えて見なければいけません。それで、インターネットエクスプローラーのブラウザのシェア率を調べてみたところ、エクスプローラーは50パーセントぐらいまで下がってきています。残りの50パーセントのシェアはファイヤーフォックスとかグーグルなどのブラウザなのですが、学校の情報発信を目的としているのであれば、やはりここも改善していくべきと思いますが、まずその御見解をお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

委員の御質問は、インターネットエクスプローラーのシェアは、現在50パーセント程度であり、閲覧者のブラウザに対応させ、ユーザビリティの向上を図るべきではないか、ということであります。

実際にモバイルや携帯で小・中学校のホームページを見ますと、文字化けしております。それはなぜかといいますと、多くのブラウザは文字コードの自動判別機能がついているわけですが、それがうまく作動していないというのが原因だと思います。それで、現在、レスポンスヘッダというサーバの設定で、こちら側から皆さんに送る時の情報の上に荷札みたいにつけるのですが、これはJISコードです、Shift_JISですというようなことで改善すれば、恐らく他のブラウザでも市の小・中学校のホームページは見られるかと思っており、現在、サーバの設定を変える

ように業者に申しつけていますので、もうじき改善するのではないかと考えています。

○安齋委員

サーバの設定で文字化けは対応していただけるということですが、今回、この質問をする際に業者にいろいろとお話を聞いたところ、稲穂小学校のサーバに何百万円か費用がかかっているということでした。現在、小・中学校のホームページをつくるのに、ホームページ・ビルダーというソフトを使って、HTMLの知識もあまりない教頭が、いろいろといじっているというふうに聞いています。

そのような中で、今、市役所のホームページがCMS化して、あまりそういった知識を持っていなくても簡単にホームページの更新だったり、改修ができるようになっています。それで、ぜひ市のホームページを構築したサーバに移行するなり、どのような方法かは私もまだわからないですが、ホームページ更新担当している教頭の業務の負担軽減を兼ねてCMS化をするべきかと考えているのですが、いかがお考えでしょうか。

○（教育）総務管理課長

現在、委員がおっしゃるとおり、各学校ではホームページの作成、更新に当たっては、ホームページ・ビルダーを使って更新しており、使いにくいのは確かでございます。市でも今までホームページをつくっていたときには、フロントページ（FrontPage）というホームページ作成ソフトを使っていたのですが、それも結構難しいのです。今の時代になりますと、やはりCMS、コンテンツ・マネジメント・システムとあって、ブログのように自由に書き換えられるようなシステムは当然必要となっておりますので、今後の導入につきまして、実は、実際に4月から情報システム課と打合せをしまして、CMSに移行するような形で調整を図っております。それに向けてどのような作業が必要であるとか、当然、教員や学校側へのCMSに対する研修会をやっていかなければならない。それから、具体的に移行するときに、今のホームページを使ってやるのか、また新たに作り替えるのかといった問題もございますので、そういったものもモデル校でテストをして、CMSの導入に向かってやっていきたいと、そのように思っております。

○安齋委員

CMSに進んでいくということなのですが、それはそれで職員の負担もなくなるし、ユーザビリティも向上すればそれでいいと思うのですが、稲穂小学校に設置しているサーバについては、回線とかウイルス保守管理などで何百万円か費用がかかっているのです。昨年度ですか、市のホームページをリニューアルしたときには、新たにデータセンターでサーバをレンタルして、かなり低額で契約したと伺っております。その業者に伺ったところ、稲穂小学校でサーバを設置しているよりも、新しく設置したレンタルサーバにホームページを移行すると、IPとか通信保守がゼロ円になるとのことでしたので、そうなる職員負担もなくなるし、ユーザビリティも向上するし、多少かどうかわからないですが、費用もすごく安くなると思います。できれば、そのサーバに移して、今、稲穂小学校で使っている費用などを圧縮してみたいと御提案したいのですが、いかがお考えでしょうか。

○（教育）総務管理課長

現在、稲穂小学校のサーバは、年額で68万7,000円のリース料で平成25年8月まで長期契約で借りております。ですから、この部分がタイミングとしては一番いいと思うのです。

それからネットワークの保守としまして、先ほど申しましたウイルス対策も含めて、年間で448万円ぐらい、それから通信回線としまして、同じく4百六、七十万円かかっているわけでございます。これは各学校の回線使用料、それからグループアクセスとしまして、一つの学校単位というか、全部の学校を合わせてグループつくって外からは入ってこれないようにしているのですが、そういった保守を含めると大体年額920万円程度かかっています。これは、ぶら下がっているコンピュータが教育用と業務用を合わせると800台ぐらいになりますので、1台当たりになりますと、ウイルス対策も通信回線も含めて年額1万1,250円ぐらいということで、その部分を今度新し

く変えていくということで、今はサーバを独自で持つという時代でもないですので、そこら辺も検討しながらやりたいと思っています。

先ほどの CMS につきましては、今、情報システム課でもそのエリアを確保してくれるという話ですので、ホームページの置き場所につきましては、CMS の部分については早急に検討していきたいというふうに思います。

ただ、今あるサーバも各学校のインターネット接続のために使っておりますので、そこら辺も通信回線の契約といったものなど、何が一番効率的なのかということを検討している最中でございますので、そのうち現在にマッチしたネット状況になるのではないかと考えております。

○安齋委員

ぜひ、前向きな検討をよろしくお願いします。

◎夜間急病センターの建設候補地について

次に、夜間急病センターの件ですけれども、7月1日の北海道新聞に、夜間急病センターの移転候補地として3か所が浮上しているという記事があったのですけれども、その後、場所の選定などについてはどういうふうに協議しているのか、お知らせください。

○（保健所）保健総務課長

7月1日に道新の記事が出ておりますが、医師会からは7月15日に医師会長から市長あてに「小樽市夜間急病センターの移転に関し小樽市医師会からの意見書」という形で建設候補地の提案がありました。この中におきましては、元市立病院看護師宿舎跡、築港の市所有地、新市立病院の駐車場内、また元小樽市商工会館跡地といった4か所の建設候補地の提案があったところです。

この後、市役所内部でも検討を加え、医師会と協議を行っているところでございます。

○安齋委員

その4か所で協議を進めているということですが、新聞記事によると、医師会長は現在の夜間急病センターの床面積340平方メートルよりも大きいものを要望すると書かれているので、まず、今上げられた四つの敷地面積についてお答えいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今、説明した4か所の候補地についての敷地面積ですが、元小樽市立病院看護師宿舎につきましては668.61平方メートル、築港地区の市所有地については約3,870平方メートル、新市立病院の駐車場につきましては7,870平方メートル、最後に商工会館跡地につきましては1,020.97平方メートルという土地面積であります。

○安齋委員

今、お伺いしました敷地面積からいっても、場所は元市立病院看護師宿舎と旧商工会館跡地の2か所が敷地としてはいいのかと思います。新市立病院の駐車場に関してはこれから駐車場として進んでいくので、場所としては困難なのかとは考えているのですけれども、私としては旧商工会館跡地が1,000平方メートルもあって、さらに市の土地なので土地を購入するお金も要らないし、場所としてもそんなに不自由はないのかと思っていたのですけれども、先ほど契約管財課に伺ったところ、昨日ちょうど量徳小学校を閉校に伴い約束をしていた公園の整備に伴う入札が行われたということをお伺いしましたので、その場所も夜間急病センターとしてはなかなか難しいのかと思いました。

それで、もう少し記事を読むと、医師会として浮上している3か所は必ずしも好条件ではないというふうに、3か所について述べているのです。これはたぶん元市立病院看護師宿舎と築港の市有地と新市立病院の駐車場のことだと思うのです。そうすると、ほかの場所も検討したほうがよろしいのではないかと思うのですが、設置者の小樽市として、先ほど挙げられた4か所以外の候補地を探しておられるのか、お示しいただきたいです。

○（保健所）保健総務課長

現在 4 か所の提案があったわけですが、これ以外につきましては、当然、夜間急病センターの適地を考える中では、それなりの土地の面積を確保する必要があるとは思いますが、現状の中で、市有地等含めて具体的に検討できるような候補地はないものと考えています。

○安齋委員

具体的な場所がないということですが、では、市としては、元市立病院看護師宿舎に建設する方針を固めているのかとちょっと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健所長

新しい夜間急病センターの候補地につきましては、まだ決定しておりません。

○安齋委員

大変厳しい答弁でしたけれども、市民の方からいただいている意見では、元市立病院看護師宿舎は、一度、龍谷学園に幾らかで売っている土地なので、また買い戻すということになれば、民間にお金が行くのではないかという疑問の声が届いているのです。ですから、それを解消した上で、夜間急病センターを設置していただければいいのですが、まずは看護師宿舎の売買についてのこれまでの経過をお示してください。

○経営管理部長

今、それに対する資料は持ってきておりませんが、たしか平成18年だったと思いますけれども、市立病院で看護師宿舎を使わなくなったところ、当時の龍谷学園から学校施設として使いたい旨のお話がありまして、たしか2,500万円くらいで売買をしたところでございます。その後、年数がたっているわけですが、当時は随意契約でございましたので、条件として売買のときの用途に供することという条件をつけておりました。

（「それは何ですか」と呼ぶ者あり）

売買のときの用途、つまり学校施設という用途としてということ。それが龍谷学園の生徒が少なくなるということで、あそこの建物を改修するにしても多額の費用がかかるということで、ちょっと正確な数字はわからないのですけれども、たしか平成21年か22年ころ、用途に記する年限を変更したいというお話がありまして、24年3月までの期間に延長したという経緯がございます。

○安齋委員

そういうことであれば、済生会の移転開業が2013年6月までなので、来年3月までよりも前に候補地を決めなければいけないと思うのです。旧商工会館跡地もだめ、市立病院の駐車場もだめ、そして、築港の市有地はちょっと面積が足りないと思うので、候補地をもう元市立病院看護師宿舎だけと決めず、ほかにも検討すべきと思いますが、いつまでに新しい候補地を見つければ手続が間に合うのか、お示してください。

○保健所長

いつまでに新しい夜間急病センターの候補地を決めるのかという御質問は、前回の定例会でも出ておりまして、秋までにと答弁しております。

○安齋委員

秋というと、もう秋になってきていると思うのですが、もう少し具体的に何月とか、12月に近い秋とかお示しいただきたいと思います。

○保健所長

市立病院調査特別委員会でも何度も夜間急病センターの質問は出ておりまして、その際に答弁したことと同じことしか私は答弁できませんので、前回は秋までにと答弁しております。その後、本日現在、候補地は決まっておりませんので、決まっておりませんと答弁したところでございます。

○安齋委員

何か再三厳しい御答弁をいただいていますけれども、やはり済生会の移転開業が2013年6月までとなっているので、大体、第4回定例会ぐらいまでがめどなのではないかと考えているのですけれども、第4回定例会に提案するまでに、元市立病院看護師宿舎以外にも候補地を見つけるべきと思いますので、業務で忙しいでしょうけれども、ぜひ何か所か見つけていただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○保健所長

新しい夜間急病センターの候補地につきましては、もう1年以上も前から検討を開始しております。そして、その中にいろいろな条件がございまして、その条件を基に医師会とも話し合いを進めているところでございます。具体的な候補地についてもいろいろと案が出ておりますが、そのたびにいろいろな条件を検討して進めているところでございます。

○安齋委員

いろいろな条件を考えて検討しているということですが、最たる条件というのは何なのでしょう。

○保健所長

候補地を考える際の条件として、条件をつけようと思えばいくらでもあります。大きく申しますと、まず医師会からは新築でという条件が一つございました。それから、次に候補地として考える場合に、市有地なのか民有地なのかという二つの分かれがあると思います。そのほかにもいろいろな諸条件がございまして。

○安齋委員

2点目の市有地なのか民有地なのかというのはどういうことか、もう一度御説明いただけますか。

○保健所長

土地の分類をする場合に、その土地が市有地なのか民有地なのかというふうに分かれますという説明でございまして、それ以外の分類はないという、ただそれだけの説明でございまして。

○安齋委員

それはそうなのです。そういうことを聞いているのではなくて、例えば医師会が市有地でないとだめだとか、民有地でもいいよとか、そういうことを言っているのかどうか気になるところなのですけれども。

○保健所長

医師会からは、市有地でなければならないとか民有地でなければならない、そういう提言はございません。医師会からございましたのは、新築でということでございます。

○安齋委員

今後、敷地の確保が課題ということになりますので、私が言うまでもなく、医師会の方ともいろいろな話をまとめられて進めていくと思われまして、少しでも医師会の御意見を聞いて進めていただきたいと思います。これに対する御答弁は必要ございません。

◎過疎対策事業債について

次に、過疎対策事業債についてですけれども、先ほど林下委員の質問にもありましたけれども、9月12日に過疎債の同意、予定額が通知されたということで、市長はゴーサインが出たという判断だということでした。

それで、本定例会の千葉議員の財政問題に関連した質問で、本年の過疎債について、今年度は全国の過疎債の要望額が当初の計上された額に迫っていて、小樽市の要望した額については少し調整しなければならない可能性があるという通知があったということで、起債については平成21年度、22年度で計画よりも発行額が下回っているという御答弁でした。今までは、あまりそういうことはなかったということですが、その中で、先ほど財政課長は、国の過疎債が今後どうなるかわからないという御答弁をされておりました。

ここで私が危惧するのは、今年度の新市立病院の実施設計分は認められたのですけれども、今後、24年度は45億

円、25年度は51億円、26年度は30億円、計128億円の起債の発行を予定しているということで、このうち半分の64億円を過疎債として予定しているということなのです。過疎債の発行額が下回ってしまった場合についてちょっと不安を感じております。というのは、過疎債が認められると、7割の交付税負担など、響きは大嫌いなのですけれども、過疎地になったことによるメリットがあるということですから、予定額を下回らなければいいのですけれども、下回った場合に市はどのような対応をとるのか、お示しいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

下回るか下回らないかというのは、先ほどの答弁でもありますけれども、今後、国が地方債計画の中で過疎債の枠をどういった枠で設定していくのかということに尽きるのかというふうに思います。

それで、千葉議員への代表質問でも市長からも答弁させていただいたのですけれども、今後、機会あるごとにその地方債計画における過疎債枠といったものの拡大、それからその充実を関係機関に働きかけてまいりたい、要望してまいりたいというふうに申し上げているところです。

○安齋委員

これは仮定の話でしかないのですけれども、やはり今回の新聞報道で過疎債を調整しなければいけないということを知りた市民が目にした場合、過疎債が本当に下回った場合、もう借金は、では病院事業債でやるのか、それとも過疎債がおりるように何か建設コストを削減するのかというような疑問が出てくると思うのです。もし過疎債がおりないというわけではなくて50パーセントではなくて何パーセントかに下がった場合、市としてはそれでも平成24年度は45億円、25年度は51億円など予定どおり起債を発行していくのかお示してください。

○（財政）財政課長

繰り返しになりますけれども、今後どうなるかということで、過疎債の枠に全国の要望が迫るといった本年の状況が一過的なものなのか、今後も続くものなのかということもまだよくわかりませんし、先ほども申しましたけれども、過去3年を見ていくと、過疎債の枠に対しての要望額はかなりの余裕があったということがありました。なぜ本年はそういう状況になったのかということもまずは国がよく把握された上で、来年、その過疎債の枠をどういうふうに設定していくのか、そういったことを見極めていかなければならないので、あくまでもそれ以上、そうなったときに、ではどうするのかという答弁については、今この段階で私からはちょっと答弁できないところです。

○安齋委員

例えばですけれども、病院事業債で起債を発行することになると、交付税措置額が変わりまして、これが変わるということは、一般会計の繰入金だったり、病院事業の負担額がどれぐらい落ちるかによって変わりますけれども、結構変わってくると思うのです。それで、もし病院事業債、一般会計の負担が増えることになれば、将来の借金が計画よりもかなり大きくなるというふうに判断するのですけれども、もし交付税額が下回れば、収支試算の企業債償還金の部分が変わってきて、その分、医業収益等で返還できない場合は、やはり一般会計からの繰入れが必要になってしまうという不安がよぎるのです。私としては、ならないかもしれないのですけれども、もしそうなった場合を考慮して、少しでも建設のコストを下げていくべきなのかと感じております。前回、鈴木委員の質問への市長の答弁が「将来的な病院の負担を軽減する観点から、建設コストの削減と地元経済効果を考慮して可能な限り地元企業の受注機会を確保した」とのことですから、やはりそうなった場合を考えて、建設コストの削減の方向で少し検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○経営管理部長

市長答弁にもありますし、病院局長も答弁しておりますが、一つに建設コストなり入札の結果のプライスと我々言っていますけれども、それを下げる努力というのは、これからもしていかなければならないと思います。

今、安齋委員がおっしゃるのは、規模・機能を見直すという意味でしょうか。

○安齋委員

私は反問権に大賛成ですので、今後もし議会活性化検討委員会があれば、それを導入してもらうように主張したいと思います。

御質問のあったように、私は、規模・機能に関しては、医師会の意見を尊重するべきだという立場です。医師会が規模・機能をもっと圧縮せよということであれば、やはり地域医療を守る観点からも、医師会の皆さんの御同意が得られるように納得ができるような計画で進めていただきたいと思いますので、それは今、実施設計をつくっている最中ですから、その後、議論していくのかとと思っているのですが、ちょっと違いますか。実施設計後はもう無理ですか。であれば、医師会としてはコンパクトで安価とおっしゃっていますので、規模がコンパクトにできないのであれば、もう少し安価な建設コストにしてもらいたいと思っています。

○経営管理部長

済みません。ありがとうございます。

先ほど言ったように、コストなりプライスを下げる努力というのはしなければならぬとは思っておりますが、過疎債とのお話ですけれども、そもそも市立病院を今の規模・機能で建てる意味を我々は考えなければならぬと思っております。一つには、局長がよく申しておりますが、小樽・後志の2次医療圏において、総合的で他の民間病院にはできない、そういう高い水準の医療と機能を持つ病院が必要だということは変わっておりません。そのためにも道内の他都市の例も含めて、そういう規模・機能を持った病院は、やはり一般病床で300床以上を持っているわけです。そして、今、我々が計画している病院は免震でヘリポートも持っているという災害拠点病院の機能、それから放射線治療装置も入れる、それからハイブリッド手術室をつくる。そういう高度な機能を持つためには、それを維持できるだけの収入があるためにも、やはり300床、それは収入の面もそうですが、それだけの医師も必要だということですので、そういう問題だと思っております。そういう中で、先ほど申したように、コストなりプライスを下げる努力というのはしていかなければならないと思います。

また、過疎債のことですけれども、これは国全体のお話ですが、ネガティブな情報を悲観的にとらえて考えるのはいかがかと思えます。逆に言うと、それに向けて、では我々は何をしていくべきか。特に過疎地における病院というのは、小樽市でもそうですが、大変な事業です。そういう事業を事前に実施設計の段階から総務省なり都道府県と十分に打合せをして、そのまちでは一大決心をしてやるわけです。そういうものについてその財源措置を下げるようなことがあってはならないと思っておりますので、そういう面は市議会議員にも御協力いただきながら、国に対して病院局としても強く訴えていきたいとは思っています。

○安齋委員

ネガティブな情報を悲観的に見るなということですが、今まで市が進めた事業がうまくいっているのであれば、そういうことは考えなかったと思います。築港にしても、望洋シャンツェにしても、石狩湾新港にしても、大型建設事業のどれをとってもうまくいっているとは思えない状況にあります。ですから、今後、皆さんが30年間で借金を返すといってつくった計画も、この中にいる何人が30年後ここにいるのかもわかりませんし、30年後、もしかしたら私しかいないかもしれません。上野委員もいるかもしれませんが、私たちの年代だけで、大半の皆さんはその責任を負わないで退職していかれたりすると思います。その後、私たち若い世代にあまり大きな借金を積み重ねていってほしくないと本当に心から思っています。

というのも、新谷元市長が何百億円も借金を重ねて、山田前市長が、あまり財政がよくなっているとは思えませんが、1,400億円から1,000億円ぐらいまで下げたのですから、そこでまた大きな借金をしてまた1,200億円とか1,300億円に借金を増やして、その後また他会計からの借入れがある分を返していく。そして、何十年後かに、まだ借金は返せません、他会計からの借入れもまだいっぱいありますという状況では、今後、小樽で生きていくとか、生まれてくる、育っていく子供たちに誇れる財産とは思えないのです。ですので、病院も経営管理部長が建設コス

トを削減するとおっしゃっていますので、ぜひ今思っている以上にコスト削減に努めていただきたいと思います。

○安齋委員

◎政治資金規正法違反問題に関する調査報告書の市長の見解について

最後に、政治資金規正法違反について、市長に伺います。

先日の代表質問と本日の林下委員の答弁で、この調査報告書への市長の受止めなど姿勢は伺うことができましたし、今後 9 月いっぱい再発防止策の素案などをつくられるとおっしゃっていますから、それについては今後また議会で議論したいと思っていますので、それについては質問しません。

1 点だけお聞きします。30 ページの市に対する提言の 7 番なのですが、これは市役所としてのものではなくて、市長個人、市長の後援会に対してのことだと思います。「今後、後援会関係者が同種事件を惹起しないよう適切な手段を講じるよう求めること」と書いていますので、最後にこの提言を受け止めて、どのように適切な手段を講じるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長

私のというか、中松義治後援会が今どうなっているのかちょっと今よくわかりません。それで、ここについては後援会に対し、「後援会関係者が同種事件を惹起しないよう適切な手段」ということですので、今、後援会がどういうことになっているかも含めて、今後どういうふうにしていったらいいか、検討してまいりたいと思います。

○安齋委員

今の市長の御答弁では、後援会がどうなっているかわからないということですが、私も規模は少ないなりに後援会を持っていて、それがどうなっているかわからないというのは、私の立場でもそんなことはないのです。選挙が終わって市長になられてから急激にいろいろな報道があって、毎朝自宅に記者がいるとか、すごく大変な時期もあったと思うのですが、やはり市長の今回のパーティー券に関する言葉や態度が、なかなかメディアにはよく映らない。私もインターネット新聞社で記者をやっていましたが、やはり市長がそういう態度をとると、そういうところを引っ張って、本当にわからないのかもしれないですけども、わからないと言い逃れしているとか、あのふてぶてしい態度は何だとかというような報道になってしまうのです。

それで、やはり今の、市長の中松義治後援会に対しての質問ですけども、事前にこれについて伺いたいということをお話しておりましたので、もし御答弁いただくのであれば、ぜひもう一度、わからないという答えではなくて、後援会がどうなっているのか把握された後に、少しでも考えを示してほしかったと思います。

○市長

私は事実を申し上げているだけでありまして、それ以上のことは何も申し上げておりません。それから、一度もうそ偽りを申し上げたことはありません。ですから、今、この後援会が、事務局長もあいう形でおやめになったということですし、それから資金管理の関係でいったん報告されたのかどうか。報告されることによって、後援会組織はいったん消滅するようなことがありますので、そういったことも含めて、どうなっているかわかりませんので、それを調べた上で、その上で対処していきたいということでございます。決してふてぶてしくは申ししておりません。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。